

福井県報

号外第47号
平成25年
5月14日(火)
火・金曜日発行
1月1,750円郵送料共

告示 —— 目次 ——

- 内水面に係る共同漁業および区画漁業の免許の内容たるべき事項の決定 (二七四・水産課) ……………1
- 海面に係る共同漁業、区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項の決定 (二七五・回) ……………16

告示

福井県告示第274号

漁業法(昭和24年法律第267号)第1条第1項の規定に基づき、共同漁業および区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および関係地区または地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年5月14日
福井県知事 西川 一誠

共同漁業

- 1 免許予定日
平成25年9月1日
- 2 存続期間
平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
- 3 申請期間
平成25年6月3日から同年7月19日まで
- 4 免許の内容たるべき事項および関係地区
公示番号 内共第1号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで

こ	い	い
ふ	な	い
い	わ	な
あ	ま	ご
や	ま	め
もく	ず	が
に		

イ 漁場の位置

福井市(旧越廼村、旧清水町および旧美山町を除く)、大野市(旧和泉村を除く)、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市

ウ 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号とを結ぶ線および基点第3号と基点第4号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の竹田川の区域、基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川の区域、永平寺川ダム本体下流側の取付護岸下流端から上流450メートルまでの間の永平寺川本流および支流の区域および(ウ)と(エ)とを結ぶ線、(オ)と(カ)とを結ぶ線、(キ)と(ク)とを結ぶ線および(ケ)と(コ)とを結ぶ線との間の真名川本流および支流の区域を除く。

- 基点第1号 坂井市三国町宿三国旧防波堤突端
- 基点第2号 坂井市三国町新保防波堤突端

基点第3号 大野市下打波523号-10と大野市下山72字1-19との境界(九頭竜川右岸)から真方位325度の線と対岸との交点(通称馬谷)

基点第4号 基点第3号から真方位86度の線(天然巨大岩石頂点を見通した点)と対岸との交点

基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川左岸と同町日野川左岸との交差点

基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同町日野川右岸との交差点

(ア) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点

(イ) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点

(ウ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川左岸との交差点

(エ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川右岸との交差点

(オ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置

(カ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置

(キ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川左岸

(ク) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川右岸

(ケ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川左岸

(コ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川右岸

(2) 制限または条件

港湾区域においては、港湾管理者または港長が漁具の敷設または漁業の操業について必要な指示をした場合は、当該指示に従わなければならない。

(3) 関係地区
福井市、大野市（旧和泉村を除く。）

、勝山市、吉田郡永平寺町、坂井市
公示番号 内共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	こ い 〃	〃
〃	ふ な 〃	〃
〃	い わ な 〃	〃
〃	や ま め 〃	〃
〃	あじめとじょう 〃	〃

イ 漁場の位置

大野市（旧和泉村に限る。）

ウ 漁場の区域

次の基点第3号と基点第4号とを結んだ線から上流の九頭竜川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線と基点第25号と基点第26号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および支流の区域、(ウ)と(イ)とを結ぶ線から上流のこの本谷川の区域および(ウ)と(イ)とを結ぶ線から上流の石徹白川本流および支流の区域を除く。

基点第3号 大野市下打波52字3

-110と大野市下山72
字1-19との境界（九頭竜川右岸）から真方位
325度の線と対岸との
交点（通称馬谷）

基点第4号 基点第3号から真方位
86度の線（天然巨大岩
石頂点を見通した点）と
対岸との交点

基点第25号 大野市長野国土交通
省九頭竜ダム測量杭（
No. 3）

基点第26号 大野市長野国土交通
省九頭竜ダム測量杭（
No. 4）

(ア) 大野市川合九頭竜川右岸と石徹
白川左岸との交差点

(イ) 大野市鷲九頭竜川鷲ダム下流端
から下流330メートルの九頭竜
川左岸

(ウ) 大野市此の木谷注水口から下流
50メートルの此の木谷川左岸

(エ) 大野市此の木谷注水口から下流
50メートルの此の木谷川右岸

(オ) 石徹白川右岸の福井県大野市小
谷堂20字1-2と岐阜県郡上市
白鳥町石徹白字鬼神山1-8との
境界（石徹白川右岸県境）

(カ) 石徹白川左岸の福井県大野市小
谷堂19字2-9と岐阜県郡上市
白鳥町石徹白字大山1-2との境
界（石徹白川左岸県境）

(2) 関係地区
大野市（旧和泉村に限る。）

公示番号 内共第3号
(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	こ い 〃	〃
〃	ふ な 〃	〃
〃	い わ な 〃	〃
〃	や ま め 〃	〃

イ 漁場の位置

福井市（旧越廼村および旧美山町を
除く。）、越前市、鯖江市、南条郡南
越前町（旧河野村を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の底喰川本流および支流の区域、基点第7号と基点第8号とを結ぶ線から上流の足羽川の区域、(ウ)と(イ)とを結ぶ線から上流の狐川の区域、(オ)と(イ)とを結ぶ線から上流の江端川および(イ)と(ウ)とを結ぶ線から上流の天王川の区域を除く。

基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜
川左岸と同町日野川左岸
との交差点

基点第6号 福井市郡町九頭竜川左
岸と同町日野川右岸との
交差点

基点第7号 福井市大瀬町日野川右
岸と同町足羽川左岸との

交差点

基点第8号 福井市大瀬町日野川右
岸と同町足羽川右岸との
交差点

(ア) 福井市三ツ屋町底喰川左岸と同
町日野川右岸との交差点

(イ) 福井市地藏堂町底喰川右岸と同
町日野川右岸との交差点

(ウ) 福井市東下野町狐川左岸と同町
日野川右岸との交差点

(エ) 福井市角折町狐川右岸と同町日
野川右岸との交差点

(オ) 福井市下江守町に設置された江
端川水門下流端と同町江端川左岸
との交差点

(カ) 福井市下江守町に設置された江
端川水門下流端と同町江端川右岸
との交差点

(キ) 丹生郡越前町乙坂向浜堤防（天
王川右岸）

(ク) (キ)から真方位340度の線と対
岸との交点

(2) 関係地区

福井市（旧越廼村および旧美山町を除く。）、越前市、鯖江市、南条郡南越前町

公示番号 内共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	こ い 〃	〃
〃	ふ な 〃	〃

〃	いわな	〃
〃	やまめ	〃
〃	にじます	〃

イ 漁場の位置

福井市(旧越廼村および旧清水町を除く。)、今立郡池田町および吉田郡永平寺町(旧松岡町に限る。)

ウ 漁場の区域

次の基点第7号と基点第8号とを結ぶ線から上流の足羽川本流および支流の区域。

基点第7号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川左岸との交差点

基点第8号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川右岸との交差点

(2) 関係地区

福井市(旧越廼村および旧清水町を除く)および今立郡池田町

公示番号 内共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こ い	〃
〃	い わ な	〃
〃	や ま め	〃

イ 漁場の位置

あわら市(旧芦原町を除く)および坂井市丸岡町

次の基点第9号と基点第10号とを結ぶ線から上流の竹田川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線と(ウ)と(エ)とを結ぶ線との間の竹田川本流の区域を除く。

基点第9号 あわら市矢地御迎橋橋台 downstream 結ぶ線と竹田川左岸との交差点

基点第10号 あわら市矢地御迎橋橋台 downstream 結ぶ線と竹田川右岸との交差点

(ア) 龍ヶ鼻ダム本体下流側の取付護岸右岸 downstream

(イ) 龍ヶ鼻ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置

(ウ) 龍ヶ鼻ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置

(エ) 関係地区 坂井市丸岡町

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	や ま め	〃

イ 漁場の位置

南条郡南越前町(旧南条町)および旧

今庄町を除く。))

ウ 漁場の区域

次の基点第11号と基点第12号とを結ぶ線から上流の河野川本流および支流の区域。

基点第11号 南条郡南越前町河野河野川八幡橋橋台 downstream 結ぶ線と河野川左岸との交差点

基点第12号 南条郡南越前町河野河野川八幡橋橋台 downstream 結ぶ線と河野川右岸との交差点

(2) 関係地区

南条郡南越前町赤萩、河内および河野

公示番号 内共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	い わ な	〃
〃	や ま め	〃

イ 漁場の位置

敦賀市

ウ 漁場の区域

次の基点第13号と基点第14号とを結ぶ線から上流の笹の川本流および支流の区域。

基点第13号 敦賀市松島町松島突堤排水口(笹の川左岸)

基点第14号 基点第13号から真方位90度の線と対岸

との交点(笹の川右岸)

(2) 関係地区

敦賀市

公示番号 内共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	や ま め	〃

イ 漁場の位置

三方郡美浜町

ウ 漁場の区域

次の点(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の耳川本流および支流の区域。

基点第15号 三方郡美浜町大字和田と同町河原市との境界(耳川左岸)

基点第16号 基点第15号から真方位93度の線と対岸との交点(耳川右岸)

(ア) 基点第15号から下流620メートルの耳川左岸

(イ) 基点第16号から下流620メートルの耳川右岸

(2) 関係地区

三方郡美浜町

公示番号 内共第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	こ	い	〃	〃
〃	ふ	な	〃	〃
〃	や	ま	め	〃

イ 漁場の位置

小浜市および三方上中郡若狭町(旧三方町を除く。)

ウ 漁場の区域

次の基点第42号と基点第43号とを結ぶ線および基点第44号と基点第45号とを結ぶ線の間の北川本流および支流の区域。

基点第42号 小浜市雲浜二丁目北

川右岸護岸堤先端

基点第43号 小浜市城内二丁目北

川左岸護岸堤先端

基点第44号 北川右岸の福井県三

方上中郡若狭町熊川と

滋賀県高島市今津町杉

山との境界(北川右岸

県境)

基点第45号 北川左岸の福井県三

方上中郡若狭町熊川と

滋賀県高島市今津町杉

山との境界(北川左岸

県境)

(2) 関係地区

小浜市、三方上中郡若狭町(旧三方町を除く。)および大飯郡おおい町(旧大飯町を除く。)

公示番号 内共第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
----	----	----

第五種 共同漁業	こ	い漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	ふ	な	〃

イ 漁場の位置

小浜市

ウ 漁場の区域

次の基点第43号と基点第46号とを結ぶ線から上流の多田川本流および支流の区域。

基点第43号 小浜市城内二丁目北

川左岸護岸堤先端

基点第46号 基点第43号から真

方位168度の線と対

岸との交点(多田川左

岸)

(2) 関係地区

小浜市、三方上中郡若狭町(旧三方町を除く。)および大飯郡おおい町(旧大飯町を除く。)

公示番号 内共第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期	
第五種 共同漁業	あ	ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	こ	い	〃
〃	ふ	な	〃
〃	や	ま	め

イ 漁場の位置

小浜市および大飯郡おおい町(旧大飯町を除く。)

ウ 漁場の区域

次の基点第47号と基点第48号とを結ぶ線から上流の南川本流および支流の区域。

基点第47号 小浜市津島南川右岸

護岸堤先端

基点第48号 基点第47号から真

方位222度30分の

線と対岸との交点(南

川左岸)

(2) 関係地区

小浜市、三方上中郡若狭町(旧三方町を除く。)および大飯郡おおい町(旧大飯町を除く。)

公示番号 内共第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期	
第五種 共同漁業	あ	ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	こ	い	〃
〃	い	わ	な
〃	い	わ	な
〃	や	ま	め

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町(旧名田庄村を除く。)

ウ 漁場の区域

次の基点第21号と基点第22号とを結ぶ線から上流の佐分利川本流および田井谷川および大谷川の区域。

基点第21号 大飯郡おおい町本郷

大橋橋台下流端を結ぶ

線と佐分利川左岸との

交差点

基点第22号 大飯郡おおい町本郷
大橋橋台下流端を結ぶ
線と佐分利川右岸との
交差点

(2) 関係地区

大飯郡おおい町(旧名田庄村を除く。)

公示番号 内共第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期	
第一種 共同漁業	し	じみ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	え	む	し
〃	え	む	し
第五種 共同漁業	こ	い漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	ふ	な	〃
〃	わ	かさ	ぎ
〃	う	な	ぎ
〃	え	び	〃

イ 漁場の位置

あわらし
漁場の区域

次の基点第23号と基点第24号とを結ぶ線と陸岸とによって囲まれた北潟湖の区域および観音川本流の区域。

基点第23号 あわらし市浜坂開田橋

左岸両親柱中央点

基点第24号 あわらし市浜坂開田橋

右岸両親柱中央点

- (2) 関係地区
あわら市北潟、浜坂、波松、城および城新田
公示番号 内共第17号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな	〃
〃	うなぎ	〃
〃	えび	〃

- イ 漁場の位置
福井県あわら市ならびに石川県加賀市市塩屋町、大聖寺上木町および瀬越町
ウ 漁場の区域

次の基点第23号と基点第24号とを結ぶ線、(ア)と(イ)とを結ぶ線および(ウ)と(エ)とを結ぶ線と陸岸とによって囲まれた北潟湖の区域および大聖寺川本流の区域。

- 基点第23号 あわら市浜坂開田橋
左岸両親柱中央点
基点第24号 あわら市浜坂開田橋
右岸両親柱中央点
(ア) 石川県加賀市塩屋大橋橋台下流端を結ぶ線と大聖寺川左岸との交差点
(イ) 石川県加賀市塩屋大橋橋台下流端を結ぶ線と大聖寺川右岸との交差点

- (ウ) 福井県あわら市大字浜坂字弁天
大聖寺川河口左岸防波堤先端
(エ) 石川県加賀市塩屋町大聖寺川河口右岸防波堤先端
(2) 関係地区
福井県あわら市北潟、浜坂、波松、城および城新田ならびに石川県加賀市塩屋町、大聖寺上木町および瀬越町
公示番号 内共第18号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし	〃
第五種共同漁業	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ	〃
〃	くろだい	〃
〃	はぜ	〃

- イ 漁場の位置
三方郡美浜町および三方上中郡若狭町(旧上中町を除く。)
ウ 漁場の区域

次の基点第27号と基点第28号とを結ぶ線、(ア)と基点第29号とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた久々子湖の区域。

- 基点第27号 三方郡美浜町大字南の庄宅地33の1地先(早瀬川左岸)
基点第28号 三方郡美浜町大字早

- 瀬字橋向宅地2番地先
(早瀬川右岸)
基点第29号 三方上中郡若狭町気山字名浦見田2番(浦見川右岸)
(ア) 三方上中郡若狭町気山字高浦見田16番(浦見川左岸)
(2) 関係地区
三方郡美浜町久々子、早瀬、松原、和田および坂尻
公示番号 内共第20号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし	〃
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな	〃
〃	わかさぎ	〃
〃	うなぎ	〃
〃	はぜ	〃
〃	えび	〃

- イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く。)

- ウ 漁場の区域
次の基点第29号と(ア)とを結ぶ線、基点第30号と(イ)とを結ぶ線および陸

- 岸とによって囲まれた水月湖、菅湖および浦見川の区域。
基点第29号 三方上中郡若狭町気山字名浦見田2番(浦見川右岸)
基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角
(ア) 三方上中郡若狭町気山字高浦見田16番(浦見川左岸)
(イ) 基点第30号から真方位350度40分の線と対岸との交点
(2) 関係地区
三方上中郡若狭町海山および気山
公示番号 内共第21号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし	〃
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい	〃
〃	ふな	〃
〃	やまめ	〃
〃	もろこ	〃
〃	わかさぎ	〃
〃	うなぎ	〃

ゝ	え	び	ゝ	ゝ
---	---	---	---	---

- イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町
 - ウ 漁場の区域
次の基点第30号と(ア)とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた三方湖の区域ならびに三方湖に接続する河川本流および支流の区域。
基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角
(ア) 基点第30号から真方位350度40分の線と陸岸との交点
 - (2) 制限または条件
ア えり漁業は、4統以内とする。
イ 地びき網漁業は、1統に限る。
 - (3) 関係地区
三方上中郡若狭町鳥浜
- 区画漁業
- 1 免許予定日
平成25年9月1日
 - 2 存続期間
平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
 - 3 申請期間
平成25年6月3日から同年7月19日まで
 - 4 免許の内容たるべき事項および地元地区
公示番号 内区第1号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第二種区画漁業
名称 こいおよびふな養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

で

- イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町鳥浜地先
- ウ 漁場の区域
次の基点第34号、(ア)および(イ)の各点を順次に結んだ線と(イ)の西方の陸岸とによって囲まれた区域。
基点第33号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎7番地に設置した標柱
基点第34号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎2の1番地に設置した標柱
(ア) 基点第34号から真方位80度320メートルの点
(イ) 基点第33号から真方位78度の線と陸岸との交点
- (2) 地元地区
三方上中郡若狭町鳥浜
公示番号 内区第11号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 こい、ふなおよびうなぎ小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町鳥浜地先
- ウ 漁場の区域
次の基点第50号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第51号の各点を順次に結んだ線と基点51号の西方の陸岸とによって囲まれた区域。ただし、B号産卵場の区域を除く。
基点第50号 三方上中郡若狭町鳥

浜鯉川河口右岸突端に設置した標柱

基点第51号 三方上中郡若狭町鳥浜山古川河口右岸突端に設置した標柱

- (ア) 基点第50号から真方位347度140メートルの点
- (イ) 基点第50号から真方位353度250メートルの点
- (ウ) (イ)から真方位45度30メートルの点
- (2) 地元地区
三方上中郡若狭町鳥浜
公示番号 内区第12号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 こいおよびふな小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町海山地先
- ウ 漁場の区域
次の基点第40号と基点第41号とを結んだ線および基点41号の西方の陸岸とによって囲まれた区域。
基点第40号 三方上中郡若狭町海山第70号明者4番の西角から真方位263度50メートルの点
基点第41号 三方上中郡若狭町海山第47号小向2東角から真方位263度100メートルの点
- (2) 地元地区
三方上中郡若狭町海山

福井県告示第275号

漁業法(昭和24年法律第267号)第1条第1項の規定に基づき、共同漁業、区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および関係地区または地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年5月14日
福井県知事 西川 一誠

共同漁業

- 1 免許予定日
平成25年9月1日
- 2 存続期間
平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
- 3 申請期間
平成25年6月3日から同年7月19日まで
- 4 免許の内容たるべき事項および関係地区
公示番号 共第1号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃

〃	はまぐり	〃	〃
〃	わかめ	〃	〃
〃	はばのり	〃	〃
〃	いわのり	〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	4月1日から 11月30日まで	〃
〃	磯さし網	〃	〃

イ 漁場の位置

あわら市地先

ウ 漁場の区域

次の基点第316号、(ア)、(イ)および基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第4号 あわら市と坂井市三国町との境界に設置した標柱

基点第316号 石川県加賀市塩屋

地先大岩頂上と福井県あわら市浜坂弁天一番地黒岩との中間

(ア) 基点第316号から真方位31

3度1, 800メートルの点

(イ) 基点第4号から真方位323度

1, 800メートルの点

(2) 関係地区

あわら市浜坂、北潟および波松

公示番号 共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
----	----	----

第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃
〃	はばのり	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	えむし	〃

第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	4月1日から 11月30日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇および宿地先

ウ 漁場の区域

次の基点第4号、(ア)、(イ)、(エ)、(オ)および基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第4号 あわら市と坂井市との境界に設置した標柱

基点第5号 坂井市三国町梶地先岩

脇に設置した標柱

基点第10号 坂井市三国町安島地

先雄島北端に設置した

標柱

基点第11号 坂井市三国町安島地

先雄島西端に設置した

標柱

基点第16号 坂井市三国町宿地先

三国旧防波堤突端に設

置した標柱

(ア) 基点第4号から真方位323度

1, 200メートルの点

(イ) 基点第5号から真方位353度

1, 200メートルの点

(エ) 基点第5号から真方位353度

1, 800メートルの点

(オ) 基点第10号から真方位353

度800メートルの点

(オ) 基点第11号から真方位263

度300メートルの点

(2) 関係地区

坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇、宿および新保

坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇、宿および新保

公示番号 共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃

イ 漁場の位置

坂井市三国町米ヶ脇および宿地先

ウ 漁場の区域

次の基点第16号、(ア)および基点第477号の各点を順次に結んだ線と三国灯台防波堤とによって囲まれた区域。

基点第11号 坂井市三国町安島地

先雄島西端に設置した

標柱

基点第16号 坂井市三国町宿地先

三国旧防波堤突端に設

置した標柱

基点第477号 坂井市三国町宿地

先三国新防波堤突端に設置した標柱

(ア) 基点第11号から真方位263度300メートルの点

(2) 関係地区

坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇、宿および新保

公示番号 共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃
〃	はばのり	〃
〃	いわのり	〃

〃	てんぐさ	〃
〃	つのまた	〃
〃	えむし	〃

イ 漁場の位置

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、糞町および松陰町地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第19号 福井市和布町と同事
浜住町との境界に設置した標柱

基点第20号 福井市松陰町地先亀島北端に設置した標柱

基点第476号 福井市西畑町大稲場地先に設置した標柱

(ア) 基点第476号から真方位306度930メートルの点

(イ) 基点第19号から真方位322度500メートルの点

(ウ) 基点第20号から真方位293度300メートルの点

(2) 関係地区

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、糞町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町

公示番号 共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第二種共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、糞町および松陰町地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点第19号 福井市和布町と同事
浜住町との境界に設置した標柱

基点第20号 福井市松陰町地先亀島北端に設置した標柱

基点第476号 福井市西畑町大稲場地先に設置した標柱

(ア) 基点第476号から真方位306度930メートルの点

(イ) 基点第19号から真方位322度500メートルの点

(ウ) 基点第20号から真方位293度300メートルの点

(2) 関係地区

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、糞町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町、ならびに坂井市三国町陣ヶ岡、米ヶ脇、宿、神明、山王、三国東および新保

公示番号 共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃
〃	はばのり	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	つのまた	〃

〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、養町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第476号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第26号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第19号 福井市和布町と同事浜住町との境界に設置した標柱

基点第20号 福井市松陰町地先亀島北端に設置した標柱

基点第24号 福井市鮎川町地先大崎に設置した標柱

基点第26号 福井市小丹生町と同事大味町との境界に設置した標柱

基点第476号 福井市西畑町大稲場地先に設置した標柱

(ア) 基点第476号から真方位30度930メートルの点

(イ) 基点第19号から真方位322度500メートルの点

(ウ) 基点第20号から真方位293度300メートルの点

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃

(2) 関係地区

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、養町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町

公示番号 共第8号

〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

福井市大味町、柴崎町、蒲生町、浜北山町、居倉町、赤坂町、城有町および八ツ俣町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第26号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第26号 福井市小丹生町と同事大味町との境界に設置した標柱

基点第33号 福井市蒲生町と同事居倉町との境界に設置した標柱

基点第35号 福井市城有町地先赤石に設置した標柱

(ア) 基点第26号から真方位286度43分700メートルの点

(イ) 基点第33号から真方位303度600メートルの点

(ウ) 基点第35号から真方位319度220メートルの点

ツ俣町
公示番号 共第10号
(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

丹生郡越前町地先
漁場の区域
次の基点第35号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、
(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、
(シ)、(セ)および基点第53号の各点を順
次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに
よって囲まれた区域。

基点第35号 福井市城有町地先赤
石に設置した標柱
基点第36号 丹生郡越前町左右と
同町玉川との境界水尻
に設置した標柱
基点第37号 丹生郡越前町玉川地
先大長礁に設置した標
柱
基点第38号 丹生郡越前町玉川と
同町梅浦との境界に設
置した標柱
基点第39号 丹生郡越前町梅浦と
同町宿との境界に設置
した標柱
基点第40号 丹生郡越前町小樽地
先赤石に設置した標柱
基点第43号 丹生郡越前町小樽と
同町大樽との境界に設
置した標柱
基点第44号 丹生郡越前町大樽と
同町道口との境界に設
置した標柱
基点第45号 丹生郡越前町道口と
同町厨との境界に設置
した標柱
基点第48号 丹生郡越前町厨と同
町茂原との境界に設置
した標柱
基点第49号 丹生郡越前町茂原と
同町高佐との境界に設

置した標柱
基点第50号 丹生郡越前町高佐と
同町米ノとの境界に設
置した標柱

基点第51号 丹生郡越前町米ノ地
先大島に設置した標柱
基点第53号 丹生郡越前町米ノ地
先白滝に設置した標柱
(ア) 基点第35号から真方位319
度720メートルの点
(イ) 基点第36号から真方位278
度400メートルの点
(ウ) 基点第37号から真方位263
度300メートルの点
(エ) 基点第38号から真方位263
度400メートルの点
(オ) 基点第39号から真方位246
度400メートルの点
(カ) 基点第40号から真方位263
度550メートルの点
(キ) 基点第43号から真方位245
度400メートルの点
(ク) 基点第44号から真方位243
度500メートルの点
(ケ) 基点第45号から真方位247
度350メートルの点
(コ) 基点第48号から真方位263
度450メートルの点
(サ) 基点第49号から真方位263
度350メートルの点
(シ) 基点第50号から真方位263
度400メートルの点
(セ) 基点第51号から真方位223
度300メートルの点
(ハ) 基点第53号から真方位233
度400メートルの点

(2) 関係地区

丹生郡越前町左右、玉川、梅浦、宿、
新保、小樽、大樽、道口、厨、茂原、高
佐および米ノ
公示番号 共第11号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置
南条郡南越前町糠地先
漁場の区域

次の基点第53号、(ア)、(イ)および基
点第55号の各点を順次に結んだ線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた
区域。

基点第53号 丹生郡越前町米ノ地
先白滝に設置した標柱
基点第55号 南条郡南越前町糠と
同町甲楽城との境界に
設置した標柱
(ア) 基点第53号から真方位233
度400メートルの点
(イ) 基点第55号から真方位237
度300メートルの点

(2) 関係地区
南条郡南越前町糠

公示番号 共第12号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃

〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

- イ 漁場の位置
南条郡南越前町甲楽城地先
- ウ 漁場の区域
次の基点第55号、(ア)、(イ)および基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
- 基点第55号 南条郡南越前町糠と同町甲楽城との境界に設置した標柱
- 基点第57号 南条郡南越前町甲楽城と同町今泉との境界に設置した標柱
- (ア) 基点第55号から真方位237度300メートルの点
- (イ) 基点第57号から真方位233

度400メートルの点

(2) 関係地区

南条郡南越前町甲楽城

公示番号 共第13号

- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで

〃	磯さし網	〃
---	------	---

イ 漁場の位置

南条郡南越前町今泉、河野、大良および大谷地先

ウ 漁場の区域

次の基点第57号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点第57号 南条郡南越前町甲楽城と同町今泉との境界に設置した標柱
- 基点第61号 南条郡南越前町河野地先御前岩に設置した標柱
- 基点第62号 南条郡南越前町大谷地先川口岩に設置した標柱
- 基点第63号 南条郡南越前町と敦賀市との境界に設置した標柱
- (ア) 基点第57号から真方位233度400メートルの点
- (イ) 基点第61号から真方位243度300メートルの点
- (ウ) 基点第62号から真方位293度400メートルの点
- (エ) 基点第63号から真方位268度500メートルの点
- (2) 関係地区
南条郡南越前町今泉、河野、大良および大谷
- 公示番号 共第15号
- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	はまぐり	〃
〃	にしがい	〃
〃	がんがら	〃
〃	くぼがい	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃

〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

イ 敦賀市地先
ウ 漁場の区域

次の基点第63号と(ア)とを結ぶ線、基点第541号、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線ならびに両線間の距離500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第541号、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第78号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第78号と(オ)とを結ぶ線、基点第564号と(カ)とを結ぶ線および両線間の距離300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第564号、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)および基点第94号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第541号、(イ)、(ウ)、(ウ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)および基点第542号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第313号、(イ)、(ウ)および基点第314号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第301号と基点第304号とを結ぶ線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域、基点第508号、(ウ)、(ア)および基点第509号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第1012号、(ト)、(チ)および基点第1013号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第511号、(ニ)、(ス)および基点第512号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第63号 南条郡南越前町と敦賀市との境界に設置した標柱

基点第78号 敦賀市常宮と同市皆との境界に設置した標柱

基点第88号 敦賀市浦底と同市立石との境界に設置した標柱

基点第90号 敦賀市立石地先古島に設置した標柱

基点第94号 敦賀市と三方郡美浜町との境界に設置した標柱

基点第301号 敦賀市浦底地先口ケ花に設置した標柱

基点第304号 敦賀市浦底地先下礁に設置した標柱

基点第313号 敦賀市鞠川井の口川河口左岸防砂堤先端中心部に設置した標柱

基点第314号 基点第313号から真方位307度156メートルの点に設置した標柱

基点第508号 敦賀市立石地先三ツ礁に設置した標柱

基点第509号 敦賀市明神町地先ビシヤゴ岩に設置した標柱

基点第511号 敦賀市白木地先に設置した標柱

基点第512号 敦賀市白木地先に設置した標柱

基点第541号 敦賀市鞠山鞠山防波堤基部に設置した標柱

基点第542号 敦賀市松島釜の川左岸防潮堤に設置した標柱

基点第564号 敦賀市色浜地先中島に設置した標柱

基点第1008号 敦賀市泉敦賀港敦賀セメント・北陸電力共同岸壁(ー10メートル)に設置した標柱

基点第1012号 基点第508号から真方位221度39分13秒976.890メートルの点に設置した標柱

基点第1013号 基点第508号から真方位228度10分20秒1997.669メートルの点に設置した標柱

基点第63号から真方位268度500メートルの点

(イ) 基点第541号から真方位0度

50メートルの点

(ウ) (イ)から真方位270度500メートルの点

(エ) 基点第542号と敦賀港防波堤突端を結ぶ線の延長上基点第542号から1,200メートルの点

(オ) 基点第78号から真方位138度300メートルの点

(カ) 基点第564号から真方位83度300メートルの点

(キ) 基点第88号から真方位83度300メートルの点

(ク) 基点第90号から真方位353度600メートルの点

(ケ) 基点第94号から真方位315度600メートルの点

(コ) (ウ)と(エ)を結ぶ線上330メートルの点

(カ) (ウ)から真方位90度525メートルの点

(シ) (オ)と(カ)を結ぶ線と基点第1008号と(ス)を結んだ線との交点

(ス) 基点第542号から真方位351度0分32秒1,285.507メートルの点

(セ) 基点第542号から真方位351度29分47秒883.448メートルの点

(ソ) 基点第542号から真方位354度44分17秒519.320メートルの点

(チ) 基点第313号から真方位123度8メートルの点

(リ) 基点第313号から真方位43度32メートルの点

(ニ) 基点第508号から真方位

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃

- 316度19分10秒290.5メートルの点
- (ア) 基点第509号から真方位316度19分10秒386メートルの点
- (イ) 基点第508号から真方位243度26分28秒971.804メートルの点
- (ロ) 基点第508号から真方位238度13分41秒1996.908メートルの点
- (ハ) 基点第511号から真方位311度28分30秒175メートルの点
- (ニ) 基点第512号から真方位311度51分40秒535メートルの点
- (ホ) (イ)から真方位180度1.045メートルの点
- (2) 制限または条件
基点第541号、(イ)および(ロ)の各点を順次に結んだ線ならびに基点第1008号、(イ)および(ロ)とを結ぶ線との両線間における海域においては、第一種共同漁業を除く。
- (3) 関係地区
敦賀市
- 公示番号 共第16号
- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぷさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	磯さし網	〃

- イ 漁場の位置
三方郡美浜町丹生竹波地先
- ロ 漁場の区域
次の基点第94号、(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)および基点第110号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし、基点第317号、(イ)、(ロ)、

(イ)および基点第320号の各点を順次に結んだ線、基点第321号と基点第322号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第102号と基点第104号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第94号 敦賀市と三方郡美浜町との境界に設置した標柱

基点第95号 三方郡美浜町丹生地先明神鼻に設置した標柱

基点第96号 三方郡美浜町丹生地先特牛鼻に設置した標柱

基点第98号 三方郡美浜町丹生地先新エビス岩に設置した標柱

基点第99号 三方郡美浜町丹生地先おりずめに設置した標柱

基点第102号 三方郡美浜町丹生地先万灯場1号に設置した標柱

基点第104号 三方郡美浜町丹生地先志比尻南端に設置した標柱

基点第110号 三方郡美浜町竹波と同町菅浜との境界二ツ礁に設置した標柱

基点第317号 三方郡美浜町丹生地先弁天崎南寄に設置した標柱

基点第318号 三方郡美浜町丹生地先恵比須浜南寄に

- 設置した標柱
- 基点第319号 三方郡美浜町丹生地先恵比須浜北端に設置した標柱
- 基点第320号 三方郡美浜町丹生地先おりずめ西寄に設置した標柱
- 基点第321号 三方郡美浜町丹生地先弁天崎北寄に設置した標柱
- 基点第322号 三方郡美浜町丹生地先恵比須浜北寄に設置した標柱
- (ア) 基点第94号から真方位315度800メートルの点
- (イ) 基点第95号から真方位308度800メートルの点
- (ロ) 基点第96号から真方位273度800メートルの点
- (ハ) 基点第98号から真方位228度800メートルの点
- (ニ) 基点第99号から真方位133度600メートルの点
- (ホ) 基点第110号から真方位263度600メートルの点
- (イ) 基点第318号から基点第317号を見通す線上150メートルの点
- (ロ) 基点第319号から真方位143度580メートルの点
- (イ) 基点第320号から真方位143度360メートルの点
- (2) 関係地区
三方郡美浜町丹生
- 公示番号 共第17号
- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

ウ 三方郡美浜町菅浜地先
漁場の区域

次の基点第110号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第115号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第110号 三方郡美浜町竹波と同町菅浜との境界
二ツ礁に設置した標柱

基点第112号 三方郡美浜町菅浜地先沖の礁に設置した標柱

基点第113号 三方郡美浜町菅浜地先城ヶ崎鼻に設置した標柱

基点第115号 三方郡美浜町菅浜と同町北田との境界

小谷見川尻に設置した標柱

(ア) 基点第110号から真方位26

3度600メートルの点

(イ) 基点第112号から真方位29

0度1, 200メートルの点

(ウ) 基点第113号から真方位26

8度1, 800メートルの点

(エ) 基点第115号から真方位27

3度700メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町菅浜

公示番号 共第18号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第二種 共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町北田、佐田および山上市地先

ウ 漁場の区域

次の基点第115号、(ア)、(イ)および基点第116号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第115号 三方郡美浜町菅浜と同町北田との境界

小谷見川尻に設置した標柱

基点第116号 三方郡美浜町山上市

と同町坂尻との境界
ざるかけに設置した標柱

基点第118号 三方郡美浜町坂尻地先黒崎鼻に設置した標柱

(ア) 基点第115号から真方位27

3度700メートルの点

(イ) 基点第116号から(ウ)を見通す

線上700メートルの点

(ウ) 基点第118号から真方位35

1度1, 650メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町菅浜および坂尻

公示番号 共第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃

〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

三方郡美浜町坂尻、和田、松原、久々子および早瀬地先

ウ 漁場の区域

次の基点第116号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第130号の各点を

順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点第116号 三方郡美浜町山上と同町坂尻との境界に設置した標柱
 - 基点第118号 三方郡美浜町坂尻地先黒崎鼻に設置した標柱
 - 基点第121号 三方郡美浜町和田と同町松原との境界に設置した標柱
 - 基点第128号 三方郡美浜町早瀬地先わかめ礁に設置した標柱
 - 基点第130号 三方郡美浜町日向と同町早瀬との境界飯盛山鼻えぼし岩に設置した標柱
 - (ア) 基点第118号から真方位35度1.650メートルの点
 - (イ) 基点第118号から真方位32度1.950メートルの点
 - (ウ) 基点第121号から真方位31度1.100メートルの点
 - (エ) 基点第128号から真方位43度1.000メートルの点
 - (オ) 基点第130号から真方位33度1.200メートルの点
- (2) 関係地区
三方郡美浜町坂尻、和田、松原、久々子および早瀬
公示番号 共第21号
- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで

〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

ウ 三方郡美浜町日向地先
漁場の区域

次の基点第130号、(ア)、(イ)、(ウ)、

(エ)、(オ)および基点第138号の各点を順次に結んだ線、三方郡美浜町と三方上中郡若狭町との境界嵯峨水道日向湖側入口と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点第130号 三方郡美浜町日向と同町早瀬との境界飯盛山鼻えぼし岩に設置した標柱
 - 基点第133号 三方郡美浜町日向地先亀ヶ崎鼻に設置した標柱
 - 基点第135号 三方郡美浜町日向地先長礁に設置した標柱
 - 基点第137号 三方郡美浜町日向地先赤石に設置した標柱
 - 基点第138号 三方郡美浜町日向と三方上中郡若狭町常神の境界日常礁に設置した標柱
 - (ア) 基点第130号から真方位33度1.200メートルの点
 - (イ) 基点第133号から真方位38度900メートルの点
 - (ウ) 基点第135号から真方位63度800メートルの点
 - (エ) 基点第137号から真方位33度500メートルの点
 - (オ) 基点第138号から真方位29度550メートルの点
- (2) 関係地区
三方郡美浜町日向
公示番号 共第22号
- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

ウ 三方上中郡若狭町地先
漁場の区域

次の基点第 138号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、基点第 172号および基点第171号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点第 138号 三方郡美浜町日向と三方上中郡若狭町常神の境界日常礁に設置した標柱
- 基点第 139号 三方上中郡若狭町常神地先御神島と日常礁に設置した標柱
- 基点第 140号 三方上中郡若狭町常神地先御神島須崎に設置した標柱
- 基点第 151号 三方上中郡若狭町神子地先大鼻さざえ礁に設置した標柱
- 基点第 156号 三方上中郡若狭町神子と同町小川との境界に設置した標柱
- 基点第 158号 三方上中郡若狭町小川地先大戸岩横礁に設置した標柱
- 基点第 163号 三方上中郡若狭町小川と同町遊子との境界小遊礁に設置した標柱
- 基点第 167号 三方上中郡若狭町塩坂越地先イバラ礁に設置した標柱
- 基点第 171号 三方上中郡若狭町世久見地先黒壁に設置した標柱
- 基点第 172号 三方上中郡若狭町

世久見地先グンダ礁
に設置した標柱

- (ア) 基点第138号から真方位29度55.0メートルの点
 - (イ) 基点第139号から真方位30度50.0メートルの点
 - (ウ) 基点第140号から真方位22度60.0メートルの点
 - (エ) 基点第151号から真方位25度40.0メートルの点
 - (オ) 基点第156号から真方位28度30.0メートルの点
 - (カ) 基点第158号から真方位20度40.0メートルの点
 - (キ) 基点第163号から真方位18度50.0メートルの点
 - (ク) 基点第167号から真方位29度40.0メートルの点
 - (ケ) 基点第172号から千島を見通す線上1,000メートルの点
- (2) 関係地区
三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見
公示番号 共第23号
- エ 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃

エ 漁業の種類、名称および時期

〃	貝	〃
〃	うに	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第二種 共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置

ウ 世久見湾千島地先
漁場の区域

次の基点第431号から半径300メートルの弧、基点第432号から半径300メートルの弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第431号 世久見湾千島窓礁に設置した標柱

基点第432号 世久見湾千島主礁に設置した標柱

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見、ならびに小浜市田島、矢代、志積、阿納、犬熊、西小川、加尾および宇久

公示番号 共第25号
(1) 免許の内容たるべき事項

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	貝	〃
〃	うに	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第二種 共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置

ウ 矢代湾沖の石地先
漁場の区域

次の基点第600号から半径300メートルの弧最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第600号 矢代湾沖の石に設置した標柱

(2) 関係地区

小浜市田島、矢代、志穂、阿納、犬熊、西小川、加尾および宇久ならびに三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見
公示番号 共第26号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	い貝	〃
〃	あかい貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃

〃	もずく	〃
〃	ぼんだわら	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

小浜市地先

ウ 漁場の区域

次の基点第171号、基点第172号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)および基点第206号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、小浜港突堤先端、(ウ)、(ウ)、(ウ)、(ウ)および基点第504号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第171号 三方上中郡若狭町 世久見地先黒壁に設置した標柱
基点第172号 三方上中郡若狭町 世久見地先グンダ礁

に設置した標柱

基点第174号 小浜市田島地先黒崎鼻に設置した標柱
基点第175号 小浜市田島と同市矢代との境界名湖崎茨礁に設置した標柱
基点第177号 小浜市宇久地先七蛇の鼻に設置した標柱

基点第178号 小浜市宇久と同市泊との境界白黒に設置した標柱
基点第179号 小浜市泊地先獅子崎に設置した標柱

基点第180号 小浜市泊地先あご越に設置した標柱
基点第183号 小浜市泊地先二つ礁に設置した標柱

基点第184号 小浜市泊地先三つ礁に設置した標柱
基点第188号 小浜市泊と同市堅海との境界たんたん大岩断に設置した標柱

基点第190号 小浜市私谷地先双見島西端に設置した標柱
基点第193号 小浜市私谷地先尾島東端に設置した標柱

基点第204号 小浜市城内先端南川右岸防波堤突端に設置した標柱
基点第206号 小浜市青井と同市東勢との境界に設置した標柱

基点第504号 小浜市玉前91番

地に設置した標柱

(ア) 基点第172号から千島を見通す線上1,000メートルの点
(イ) 基点第174号から真方位29度800メートルの点
(ウ) 基点第175号から真方位31度730メートルの点
(エ) 基点第177号から真方位23度500メートルの点
(オ) 基点第178号から真方位35度500メートルの点
(カ) 基点第179号から真方位35度500メートルの点
(キ) 基点第180号から真方位33度500メートルの点
(ク) 基点第183号から真方位27度8度500メートルの点
(ケ) 基点第184号から真方位21度8度500メートルの点
(コ) 基点第188号から真方位21度5度500メートルの点
(サ) 基点第190号から真方位22度600メートルの点
(シ) 基点第190号から真方位17度3度600メートルの点
(ス) 基点第193号から真方位14度3度200メートルの点
(セ) 基点第206号から真方位32度7度500メートルの点
(ソ) 小浜港突堤先端と基点第204号とを結ぶ線と小浜市南川左岸導流堤との交点
(タ) (ウ)から小浜市南川左岸導流堤北へ110メートルの点
(チ) (ウ)から小浜市南川左岸導流堤突端を見通す線上455メートルの点

(ウ) 基点第504号から真方位29度845メートルの点

(2) 関係地区

小浜市田島、矢代、志積、阿納、大熊、西小川、加尾、宇久、泊、仏谷、堅海、若狭、甲ヶ崎、小松原、下竹原、新小松原、福谷、北塩屋、山王前、松ヶ崎、湊、堀屋敷、羽賀、水取および一番町
 公示番号 共第27号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃

〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃

イ 漁場の位置

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第206号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第213号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第206号 小浜市青井と同事東勢との境界に設置した標柱

基点第207号 小浜市下加斗地先蒼島北端に設置した標柱

基点第209号 小浜市岡津地先津崎に設置した標柱

基点第213号 大飯郡おおい町長井と同町尾内との境界録ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第206号から真方位32度500メートルの点

(イ) 基点第207号から真方位34度200メートルの点

(ウ) 基点第209号から真方位35度500メートルの点
 (エ) 基点第213号から真方位35度500メートルの点

(2) 関係地区

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津、鯉川および大飯郡おおい町大島
 公示番号 共第28号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第206号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第213号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第206号 小浜市青井と同事東勢との境界に設置した標柱

基点第207号 小浜市下加斗地先蒼島北端に設置した標柱

基点第209号 小浜市岡津地先津崎に設置した標柱

基点第213号 大飯郡おおい町長井と同町尾内との境界録ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第206号から真方位32度500メートルの点

(イ) 基点第207号から真方位34度200メートルの点
 (ウ) 基点第209号から真方位35度500メートルの点

3度500メートルの点

(エ) 基点第213号から真方位35度500メートルの点

(2) 関係地区

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川
 公示番号 共第30号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	い貝	〃
〃	あか貝	〃
〃	とり貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃

〃	もずく	〃
〃	ぼんだわら	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	おごのり	〃
〃	てんぷさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置
大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域
次の基点第213号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)および基点第244号の各点を順次に結んだ線、基点第215号と基点第222号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第404号と基点第407号とを結んだ線、基点第405号と基点第406号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第408号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第545号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま

れた区域ならびに基点第410号、(ア)、(イ)および基点第411号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第213号 大飯郡おおい町長井と同町尾内との境界鉢ヶ崎に設置した標柱

基点第215号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界小堀に設置した標柱

基点第222号 大飯郡高浜町と同郡おおい町との境界赤崎に設置した標柱

基点第228号 大飯郡おおい町犬見と同町大島との境界に設置した標柱

基点第231号 大飯郡おおい町大島地先冠者島に設置した標柱

基点第238号 大飯郡おおい町大島地先赤礁南端に設置した標柱

基点第239号 大飯郡おおい町大島地先鋸崎突端に設置した標柱

基点第240号 大飯郡おおい町大島地先もとどり島に設置した標柱

基点第244号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界ニヤゼ西の鼻に設置した標柱

基点第404号 大飯郡おおい町本郷地先白浜に設置した標柱

基点第405号 大飯郡おおい町本郷地先白浜から西へ10メートルの点に設置した標柱

基点第406号 大飯郡おおい町犬見地先白岩に設置した標柱

基点第407号 大飯郡おおい町犬見地先犬見崎西に設置した標柱

基点第408号 大飯郡おおい町大島地先袖ヶ浜黒岩に設置した標柱

基点第410号 大飯郡おおい町大島地先東浦1番に設置した標柱

基点第411号 大飯郡おおい町大島地先東浦高礁に設置した標柱

基点第545号 大飯発電所取水口防波堤基部に設けた基点から真方位44度9分41秒29、18メートルに設置した標柱

(ア) 基点第213号から真方位35度500メートルの点

(イ) 基点第228号から真方位12度800メートルの点

(ウ) 基点第231号から真方位12度600メートルの点

(エ) 基点第238号から真方位11度300メートルの点

(オ) 基点第239号から真方位43度800メートルの点

(カ) 基点第240号から真方位31度600メートルの点

(キ) 基点第244号から真方位35

3度950メートルの点

(ウ) 基点第408号から真方位90度350メートルの点

(イ) 基点第408号から真方位73度800メートルの点

(ウ) 基点第545号から真方位109度500メートルの点

(ア) 基点第410号から真方位33度630メートルの点

(イ) 基点第411号から真方位33度930メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡おおい町大島
公示番号 共第31号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	ばい貝漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	あか貝	〃
〃	とり貝	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	てんぷさ	〃
第二種 共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町和田車持および馬居寺地先

ウ 漁場の区域

次の基点第215号と基点第222号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第215号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界

小堀に設置した標柱

基点第222号 大飯郡高浜町と同郡おおい町との境界

赤崎に設置した標柱

(2) 関係地区

大飯郡高浜町和田

公示番号 共第32号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	はまぐり	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃

たこ

わかめ

もずく

いわのり

てんぐさ

いぎす

うみぞうめん

えむし

雑魚小型定置漁業

磯さし網

第二種 共同漁業	名称	時期
〃	たこ	1月1日から 12月31日まで
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	いぎす	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町和田地先

ウ 漁場の区域

次の基点第244号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第249号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第244号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界

ニラゼ西の鼻に設置した標柱

基点第249号 大飯郡高浜町和田と同町岩神との境界

に設置した標柱

(ア) 基点第244号から真方位35

3度950メートルの点

(イ) 基点第244号から真方位35

3度950メートルの点

(イ) (ウ)から真方位353度1.650メートルの点

(ウ) はせぎ島と中礁とを結ぶ線の中

央点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町和田

公示番号 共第33号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃

いわのり

えごのり

てんぐさ

いぎす

うみぞうめん

えむし

雑魚小型定置漁業

磯さし網

第二種 共同漁業	名称	時期
〃	いわのり	1月1日から 12月31日まで
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	いぎす	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町岩神から灘波江に至る

地先

ウ 漁場の区域

次の基点第249号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第251号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第249号 大飯郡高浜町和田と同町岩神との境界

に設置した標柱

基点第251号 大飯郡高浜町西三

松と同町灘波江との

境界に設置した標柱

基点第257号 大飯郡高浜町小黒

飯地先孫三郎礁に設

置した標柱

(ア) はせぎ島と中礁とを結ぶ線の中

央点

(イ) (ア)から真方位353度1.65

3度950メートルの点

0メートルの点

- (ウ) (オ)と(エ)の点を結ぶ線上、(オ)から400メートルの点
- (エ) 基点第251号から真方位83度700メートルの点
- (オ) 基点第257号から真方位53度800メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町事代および塩土

公示番号 共第35号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃

〃 いわのり

〃

〃 えごのり

〃

〃 てんぐさ

〃

〃 いぎす

〃

〃 うみぞうめん

〃

〃 えむし

〃

第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町小黒飯地先

ウ 漁場の区域

次の基点第251号、(ウ)、(イ)、基点第257号および基点第258号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第251号 大飯郡高浜町西三

松と同町灘波江との境界に設置した標柱

基点第257号 大飯郡高浜町小黒

飯地先孫三郎礁に設置した標柱

基点第258号 大飯郡高浜町小黒

飯地先水尻に設置した標柱

(ウ) 基点第251号から真方位83度700メートルの点

(イ) 基点第257号から真方位53度800メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町小黒飯

公示番号 共第36号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	いぎす	〃

〃 うみぞうめん

〃

〃 えむし

〃

第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町小黒飯地先

ウ 漁場の区域

次の基点第258号、基点第257号、(ウ)、(イ)および基点第259号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第397号と基点第403号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第257号 大飯郡高浜町小黒

飯地先孫三郎礁に設置した標柱

基点第258号 大飯郡高浜町小黒

飯地先水尻に設置した標柱

基点第259号 大飯郡高浜町小黒

飯と同町音海との境界小丹生の鼻に設置した標柱

基点第397号 大飯郡高浜町小黒

飯地先黒崎鼻に設置した標柱

基点第403号 大飯郡高浜町小黒

飯地先ワニ礁字第59号39番地に設置した標柱

(ア) 基点第257号から真方位53度800メートルの点
 (イ) 基点第259号から真方位86度600メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町小黒飯、事代および塩土

公示番号 共第37号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぷさ	〃

〃	うみぞうめん	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

次の基点第259号、(ア)、(イ)および
 基点第264号の各点を順次に結んだ
 線と最大高潮時海岸線とによって囲ま
 れた区域。

基点第259号 大飯郡高浜町小黒

飯と同町音海との境

界小丹生の鼻に設置

した標柱

基点第264号 大飯郡高浜町音海

地先今戸鼻に設置し

た標柱

(ア) 基点第259号から真方位86

度600メートルの点

(イ) 基点第264号から真方位69

度800メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町音海、事代および塩土

公示番号 共第38号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃

〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぷさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

次の基点第264号、(ア)、(イ)、(ウ)、
 (エ)および基点第273号の各点を順次
 に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ
 って囲まれた区域。

基点第272号 大飯郡高浜町音海

地先ガケ礁に設置し

た標柱

基点第273号 大飯郡高浜町音海

と同町神野浦との境

界に設置した標柱

基点第280号 大飯郡高浜町山中

地先広瀬鼻に設置し

た標柱

基点第284号 大飯郡高浜町日引

と同町上瀬との境界

立石に設置した標柱

(ア) 基点第265号から真方位

343度1,000メートルの点

(ウ) 基点第266号と基点第284

号とを結ぶ線の中央点

(エ) 基点第266号と基点第280

号とを結ぶ線の中央点

(イ) 基点第272号から真方位30

3度150メートルの点

(ウ) 基点第273号から基点第26

6号と基点第280号とを結ぶ礁

の中央点を見通した線上800メ

および基点第273号の各点を順次に結
 んだ線と最大高潮時海岸線とによつて
 囲まれた区域を除く。

基点第264号 大飯郡高浜町音海

地先今戸鼻に設置し

た標柱

基点第265号 大飯郡高浜町音海

地先押廻鼻に設置し

た標柱

基点第266号 大飯郡高浜町音海

地先帯ヶ崎に設置し

た標柱

基点第272号 大飯郡高浜町音海

地先ガケ礁に設置し

た標柱

基点第273号 大飯郡高浜町音海

と同町神野浦との境

界に設置した標柱

基点第280号 大飯郡高浜町山中

地先広瀬鼻に設置し

た標柱

基点第284号 大飯郡高浜町日引

と同町上瀬との境界

立石に設置した標柱

(ア) 基点第265号から真方位

343度1,000メートルの点

(ウ) 基点第266号と基点第284

号とを結ぶ線の中央点

(エ) 基点第266号と基点第280

号とを結ぶ線の中央点

(イ) 基点第272号から真方位30

3度150メートルの点

(ウ) 基点第273号から基点第26

6号と基点第280号とを結ぶ礁

の中央点を見通した線上800メ

ートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町音海
 公示番号 共第50号

(1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぷさ	〃

〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町神野浦、山中、宮尾、
 日引および上瀬地先

ウ 漁場の区域

次の基点第273号、(ア)、(イ)、(ウ)、
 (エ)および基点第287号の各点を順次
 に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ
 って囲まれた区域。

ただし、基点第275号、(オ)、(カ)お
 よび基点第273号の各点を順次に結
 んだ線と最大高潮時海岸線とによつて
 囲まれた区域を除く。

基点第265号 大飯郡高浜町音海
 地先押廻鼻に設置し
 た標柱

基点第266号 大飯郡高浜町音海
 地先帯ヶ崎に設置し
 た標柱

基点第273号 大飯郡高浜町音海
 と同町神野浦との境
 界に設置した標柱

基点第275号 大飯郡高浜町神野
 浦地先城浦に設置し
 た標柱

基点第280号 大飯郡高浜町山中
 地先広瀬鼻に設置し
 た標柱

基点第284号 大飯郡高浜町日引

と同町上瀬との境界

立石に設置した標柱
 基点第287号 大飯郡高浜町上瀬
 地先正面崎甲岩に設
 置した標柱

(ア) 基点第266号と基点第280
 号とを結ぶ線の中央点

(イ) 基点第266号と基点第284
 号とを結ぶ線の中央点

(ウ) 基点第265号から真方位34
 3度1, 000メートルの点

(エ) 基点第287号から真方位23
 度20分600メートルの点

(オ) 基点第275号から真方位34
 6度150メートルの点

(カ) 基点第273号から基点第26
 6号と基点第280号とを結ぶ線
 の中央点を見通した線上800メ
 ートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町神野浦、日引および上瀬
 公示番号 共第51号

(1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第三種 共同漁業	あじ地びき網漁業	4月1日から 12月31日まで
〃	ぶり	〃
〃	たい	〃
〃	いかなご	3月1日から 6月30日まで

イ 漁場の位置
 あわら市、浜坂、北潟および波松地
 先

ウ 漁場の区域

次の基点第316号、(ア)、(イ)、基点
 第4号の各点を順次に結んだ線と最大
 高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
 基点第4号 あわら市と坂井市三国
 町との境界に設置した標
 柱

基点第316号 石川県加賀市塩屋
 地先大岩頂上と福井
 県あわら市浜坂弁天
 一番地黒岩との中間
 に設置した標柱

(ア) 基点第316号から真方位31
 3度2, 000メートルの点

(イ) 基点第4号から真方位323度
 2, 000メートルの点

(2) 関係地区

あわら市浜坂、北潟および波松

区画漁業

1 免許予定日
 平成25年9月1日

2 存続期間
 平成25年9月1日から平成30年8月
 31日

3 申請期間
 平成25年6月3日から同年7月19日
 まで

4 免許の内容たるべき事項および地元地区
 公示番号 区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業
 名称 わかめおよびこんぶ養殖業
 時期 10月1日から翌年5月31
 日まで

イ 漁場の位置

坂井市三国町崎地先 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 (ア) 坂井市三国町崎地先飛島に設置された崎沖防波堤西端 (イ) (ア)から真方位180度130メートルの点 (ウ) (イ)から真方位90度80メートルの点 (エ) 坂井市三国町崎地先飛島東端	度550メートルの点 (2) 地元地区 坂井市鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町 公示番号 区第3号 (1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 わかめおよびほんだわら養殖業 時期 1月1日から12月31日まで	時期 10月1日から翌年4月30日まで イ 漁場の位置 福井市小丹生地先 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(オ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 基点第26号 福井市小丹生町と同市大味町との境界に設置した標柱 (ア) 基点第26号から真方位333度825メートルの点 (イ) 基点第26号から真方位327度975メートルの点 (ウ) 基点第26号から真方位296度725メートルの点 (エ) 基点第26号から真方位296	時期 10月1日から翌年4月30日まで イ 漁場の位置 福井市居倉地先 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(オ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 基点第33号 福井市蒲生町と同居倉町の境界に設置した標柱 (ア) 基点第33号から真方位293度400メートルの点 (イ) 基点第33号から真方位293度650メートルの点 (ウ) 基点第33号から真方位274度30分790メートルの点 (エ) 基点第33号から真方位263度560メートルの点 (2) 地元地区 福井市大味町、柴崎町、蒲生町および居倉町 公示番号 区第5号 (1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 わかめ養殖業	時期 10月1日から翌年4月30日まで イ 漁場の位置 丹生郡越前町大樟地先 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(オ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 基点第43号 丹生郡越前町小樟と同町大樟との境界に設置した標柱 (ア) 基点第43号から真方位245度130メートルの点 (イ) 基点第43号から真方位245度200メートルの点 (ウ) 基点第43号から真方位200度300メートルの点 (エ) 基点第43号から真方位200度200メートルの点 (2) 地元地区 丹生郡越前町小樟および大樟 公示番号 区第6号 (1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 わかめ養殖業 時期 10月1日から翌年4月30日まで イ 漁場の位置 南条郡南越前町糠地先 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および(カ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 基点第1009号 南条郡南越前町糠地先糠灯台に設置した標柱	(ア) 基点第1009号から真方位175度150メートルの点 (イ) 基点第1009号から真方位156度294メートルの点 (ウ) 基点第1009号から真方位161度426メートルの点 (エ) 基点第1009号から真方位155度438メートルの点 (オ) 基点第1009号から真方位146度300メートルの点 (カ) 基点第1009号から真方位156度126メートルの点 (2) 地元地区 南条郡南越前町糠 公示番号 区第7号 (1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 わかめ養殖業 時期 10月1日から翌年4月30日まで イ 漁場の位置 南条郡南越前町甲築城地先 ウ 漁場の区域 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(オ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 基点第458号 南条郡南越前町甲築城地先平礁に設置した標柱 基点第459号 南条郡南越前町甲築城地先旧甲築城灯台跡に設置した標柱 (ア) 基点第458号から真方位210度550メートルの点 (イ) 基点第458号から真方位21
--	---	--	---	---	---

<p>(ウ) 基点第459号から真方位23 8度650メートルの点 (エ) 基点第459号から真方位23 8度150メートルの点 (2) 地元地区 南条郡南越前町甲築城 公示番号 区第8号</p>	<p>ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 わかめ養殖業 時期 10月1日から翌年4月30 日まで イ 漁場の位置 敦賀市杉津地先 ウ 漁場の区域</p>	<p>次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(フ)の各 点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域。 基点第68号 敦賀市赤崎地先ナ ズ ビ鼻に設置した標柱 基点第513号 敦賀市田結地先鳥 島に設置した標柱 (ア) 基点第513号から基点第68 号を見通す線上700メートルの 点 (イ) 基点第513号から基点第68 号を見通す線上350メートルの 点 (ウ) 基点第513号から真方位48 度408メートルの点 (エ) 基点第68号から真方位169 度405メートルの点 (2) 地元地区 敦賀市赤崎、田結および鞠山 公示番号 区第12号</p>	<p>基点第546号 敦賀市鞠川地先花 城防波堤突端に設置 した標柱 (ア) 基点第546号から真方位11 6度105メートルの点 (イ) 基点第337号から真方位73 度130メートルの点 (2) 地元地区 敦賀市松島 公示番号 区第13号</p>
<p>(1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 わかめ養殖業 時期 10月1日から翌年4月30 日まで イ 漁場の位置 南条郡南越前町甲築城地先 ウ 漁場の区域</p>	<p>次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(フ)の各 点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域。 基点第67号 敦賀市杉津地先新谷 小浜に設置した標柱 基点第441号 敦賀市杉津地先杉 津黒岩に設置した標 柱 (ア) 基点第441号から真方位21 8度270メートルの点 (イ) 基点第441号から真方位21 8度420メートルの点 (ウ) 基点第67号から真方位218 度215メートルの点 (エ) 基点第67号から真方位218 度65メートルの点 (2) 地元地区 敦賀市杉津、元比田、大比田、横浜、 阿曾、挙野、五幡および江良 公示番号 区第11号</p>	<p>(1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 ふぐ、たい、たこ、めばるお よびひらめ小割式養殖業 時期 1月1日から12月31日ま まで イ 漁場の位置 敦賀市鞠川地先 ウ 漁場の区域</p>	<p>基点第546号 敦賀市鞠川地先花 城防波堤突端に設置 した標柱 (ア) 基点第546号から真方位11 6度265メートルの点 (イ) 基点第546号から真方位11 6度415メートルの点 (ウ) 基点第546号から真方位13 6度440メートルの点 (エ) 基点第546号から真方位14 6度305メートルの点 (2) 地元地区 敦賀市松島</p>
<p>(1) 免許の内容たるべき事項 公示番号 区第10号 (2) 地元地区 南条郡南越前町甲築城 公示番号 区第10号 (1) 免許の内容たるべき事項</p>	<p>イ 漁場の位置 敦賀市赤崎地先 ウ 漁場の区域</p>	<p>イ 漁場の位置 敦賀市鞠川と同市 二村の境界湧所崎に 設置した標柱</p>	<p>(2) 地元地区 敦賀市松島</p>

公示番号 区第15号	漁業の種類、名称および時期	基点第1015号 敦賀市常宮地先	種類 第一種区画漁業
(1) 免許の内容たるべき事項	名称 ふぐ、たい、かんばちおよびはまち小割式養殖業	船揚場に設置した標銀	名称 あじ、しまあじ、ぶり、すずき、ふぐ、たい、さば、にじます、まはたおよびかわはぎ小割式養殖業
種類 第一種区画漁業	時期 1月1日から12月31日まで	(ア) 基点第1015号から真方位137度150メートルの点	時期 1月1日から12月31日まで
名称 ふぐ、たいおよびたご小割式養殖業	漁場の位置	(イ) (ア)から真方位215度200メートルの点	で
時期 1月1日から12月31日まで	敦賀市縄間地先	(ウ) 基点第1015号から真方位215度200メートルの点	イ 漁場の位置
で	敦賀市縄間地先	(エ) 基点第1015号から真方位215度200メートルの点	敦賀市手地先
イ 漁場の位置	漁場の区域	(オ) 基点第1015号から真方位215度200メートルの点	漁場の区域
敦賀市名子地先	次の基点第488号、(ア)および基点第338号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	(カ) 基点第446号から真方位138度300メートルの点	次の基点第449号、(ア)、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ウ 漁場の区域	基点第338号 敦賀市縄間地先共同作業場南端に設置した標柱	期限 1月1日から12月31日まで	基点第449号 敦賀市手地先船付場岩に設置した標柱
次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(オ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	基点第74号 敦賀市名子地先名子崎に設置した標柱	公示番号 区第18号	公示番号 区第21号
基点第74号 敦賀市名子地先名子崎に設置した標柱	基点第548号 敦賀市名子地先西端砂防堤基部に設置した標柱	(1) 免許の内容たるべき事項	(1) 免許の内容たるべき事項
基点第567号 敦賀市名子地先東第2砂防堤基部に設置した標柱	(ア) 基点第567号から(イ)を見通す線上340メートルの点	漁業の種類、名称および時期	漁業の種類、名称および時期
(ア) 基点第567号から(イ)を見通す線上340メートルの点	(イ) 基点第548号から(ウ)を見通す線上300メートルの点	名称 ふぐ、たい、たご、あじおよびまはた小割式養殖業	名称 ふぐ、たい、さば、にじます、まはたおよびかわはぎ小割式養殖業
(イ) 基点第548号から(ウ)を見通す線上300メートルの点	(ウ) 基点第548号から(エ)を見通す線上100メートルの点	時期 1月1日から12月31日まで	時期 1月1日から12月31日まで
(ウ) 基点第548号から(エ)を見通す線上100メートルの点	(エ) 基点第567号から(オ)を見通す線上140メートルの点	で	で
(エ) 基点第567号から(オ)を見通す線上140メートルの点	(オ) 基点第74号から真方位23度の線と最大高潮時海岸線との交点	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
(オ) 基点第74号から真方位23度の線と最大高潮時海岸線との交点	(敦賀市沓地先小崎)	敦賀市沓地先	敦賀市手地先
(2) 地元地区	敦賀市名子	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
敦賀市名子	公示番号 区第16号	次の基点第1015号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第1014号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	次の基点第1014号、(ア)、(イ)および
公示番号 区第16号	(1) 免許の内容たるべき事項	基点第1015号 敦賀市常宮地先	(1) 免許の内容たるべき事項
(1) 免許の内容たるべき事項	(1) 免許の内容たるべき事項	船揚場に設置した標銀	(1) 免許の内容たるべき事項
漁業の種類、名称および時期	漁業の種類、名称および時期	名称 ふぐ、たい、かんばちおよびはまち小割式養殖業	漁業の種類、名称および時期
名称 ふぐ、たい、かんばちおよびはまち小割式養殖業	名称 ふぐ、たい、たご、あじおよびまはた小割式養殖業	時期 1月1日から12月31日まで	時期 1月1日から12月31日まで
時期 1月1日から12月31日まで	漁場の位置	(ア) 基点第446号から真方位138度300メートルの点	で
で	敦賀市常宮地先	(イ) 基点第446号から真方位138度300メートルの点	イ 漁場の位置
イ 漁場の位置	敦賀市常宮地先	(ウ) 基点第446号から真方位138度300メートルの点	敦賀市手地先
敦賀市常宮地先	漁場の区域	(エ) 基点第446号から真方位138度300メートルの点	漁場の区域
次の基点第1015号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第1014号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	次の基点第1015号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第1014号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	(オ) 基点第446号から真方位138度300メートルの点	次の基点第1014号、(ア)、(イ)および

び(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第340号 敦賀市手地先キバ二本松に設置した標柱

基点第1014号 北緯35度42分54.51秒、東経136度02分20.51秒の点

(ア) 基点第1014号から真方位55度180メートルの点

(イ) 基点第340号から真方位32度350メートルの点

(ウ) 基点第340号から真方位347度の線と最大高潮時海岸線との交点(敦賀市手地先寺橋川尻)

(2) 地元地区

敦賀市手

公示番号 区第22号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 かんばち、さば、あじ、しまあじ、すずき、ふぐ、たい、まはたおよびかわはぎ小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

敦賀市色浜および浦底地先

ウ 漁場の区域

次の基点第450号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第85号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
基点第83号 敦賀市浦底地先タテ

ガミ鼻に設置した標柱

基点第85号 敦賀市浦底地先弁天岩に設置した標柱

基点第450号 敦賀市色浜地先墓の松に設置した標柱

基点第492号 敦賀市色浜地先ナソコノ鼻突端に設置した標柱

(ア) 基点第450号から真方位73度150メートルの点

(イ) 基点第492号から真方位73度150メートルの点

(ウ) 基点第83号から真方位23度190メートルの点

(エ) 基点第85号から真方位73度150メートルの点

(2) 地元地区

敦賀市色浜および浦底

公示番号 区第23号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 ぶり、かんばち、ふぐ、たい、さば、さくらます、かき小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町丹生地先

ウ 漁場の区域

次の基点第101号と基点第106号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし、基点第102号と基点第104号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点第101号 三方郡美浜町丹生

地先灯場2号に設置した標柱

基点第102号 三方郡美浜町丹生地先灯場1号に設置した標柱

基点第104号 三方郡美浜町丹生地先志比尻南端に設置した標柱

基点第106号 三方郡美浜町丹生地先護岸堤1号に設置した標柱

(2) 地元地区

三方郡美浜町丹生

公示番号 区第25号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町丹生地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点第99号 三方郡美浜町丹生地先おりずめに設置した標柱

基点第322号 三方郡美浜町丹生地先恵比須浜北寄に設置した標柱
(ア) 基点第322号から真方位143度950メートルの点
(イ) 基点第99号から真方位133度600メートルの点
(ウ) 基点第99号から真方位154

度900メートルの点

(エ) 基点第99号から真方位142度1,050メートルの点

(2) 地元地区

三方郡美浜町丹生

公示番号 区第26号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方郡美浜町菅浜地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点第113号 三方郡美浜町菅浜地先城ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第113号から真方位227度510メートルの点

(イ) (ア)から真方位190度500メートルの点

(ウ) (イ)から真方位190度500メートルの点

(エ) (ア)から真方位100度1,000メートルの点

(2) 地元地区

三方郡美浜町菅浜

公示番号 区第27号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 ぶり、ふぐ、たい、かんばち、ひらまさおよびかわはぎ小割

式養殖業	漁業の種類、名称および時期	式養殖業	漁業の種類、名称および時期	式養殖業	漁業の種類、名称および時期
<p>時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>で</p> <p>イ 漁場の位置 三方郡美浜町日向地先 漁場の区域</p> <p>ウ 次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(オ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第549号 三方郡美浜町日向地先日向湖出入口に面する旧日向漁業協同組合荷揚場突端に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第549号から(イ)を見通す線上120メートルの点</p> <p>(イ) (イ)から基点第549号を見通す線上130メートルの点</p> <p>(ウ) (ウ)から(イ)を見通す線上120メートルの点</p> <p>(エ) (イ)から(ウ)を見通す線上250メートルの点</p> <p>(オ) 基点第549号から真方位250度の線と最大高潮時海岸線との交点(三方郡美浜町日向地先越坂山ふもと)</p> <p>(イ) 基点第549号から真方位204度の線と最大高潮時海岸線との交点(三方郡美浜町日向地先崩壊突端)</p> <p>(ウ) (ウ)から真方位76度の線と最大高潮時海岸線との交点(三方郡美浜町日向地先東地区端)</p> <p>(2) 地元地区 三方郡美浜町日向 公示番号 区第28号 (1) 免許の内容たるべき事項</p>	<p>漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 第一種区画漁業 名称 わかめ養殖業 時期 12月16日から翌年3月15日まで</p> <p>イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町常神地先 漁場の区域</p> <p>ウ 次の点(ア)、(イ)、(ウ)および基点第500号の各点を順次に結んだ線と御神島最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第352号 三方上中郡若狭町常神地先コタワ崎に設置した標柱</p> <p>基点第354号 三方上中郡若狭町常神地先トチ礁に設置した標柱</p> <p>基点第500号 三方上中郡若狭町常神地先御神島牛鼻に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第354号から真方位261度の線と御神島最大高潮時海岸線との交点(三方上中郡若狭町常神地先御神島南端)</p> <p>(イ) 基点第354号から(ア)を見通す線上100メートルの点</p> <p>(ウ) 基点第352号から基点第500号を見通す線上50メートルの点</p> <p>(2) 地元地区 三方上中郡若狭町常神 公示番号 区第30号 (1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 わかめ養殖業</p>	<p>時期 10月1日から翌年4月30日まで</p> <p>イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町常神地先 漁場の区域</p> <p>ウ 次の基点第356号、基点第142号、(ア)および基点第151号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第142号 三方上中郡若狭町常神地先たご岩に設置した標柱</p> <p>基点第151号 三方上中郡若狭町神子地先大鼻さざえ礁に設置した標柱</p> <p>基点第356号 三方上中郡若狭町常神と同町神子との境界ぐじの浜に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第151号から真方位259度400メートルの点</p> <p>(2) 地元地区 三方上中郡若狭町常神 公示番号 区第31号 (1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 ぶり、たい、めじな、いしだ い、にじますおよびあおりいか 小割式養殖業 時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町常神地先 漁場の区域</p> <p>ウ 次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と</p>	<p>によって囲まれた区域。</p> <p>基点第144号 三方上中郡若狭町常神地先荒神崎に設置した標柱</p> <p>基点第356号 三方上中郡若狭町常神と同町神子との境界ぐじの浜に設置した標柱</p> <p>基点第357号 三方上中郡若狭町神子地先朝鮮鮮魚に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第357号から真方位343度の線と最大高潮時海岸線との交点(三方上中郡若狭町常神地先常神のそてつ前浜)</p> <p>(イ) (ア)から基点第357号を見通す線上200メートルの点</p> <p>(ウ) 基点第144号から基点第356号を見通す線上200メートルの点</p> <p>(エ) 基点第144号から真方位130度の線と最大高潮時海岸線との交点(三方上中郡若狭町常神地先下の山川左岸)</p> <p>(2) 地元地区 三方上中郡若狭町常神 公示番号 区第32号 (1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 ぶり、ふぐ、たい、ひらめ、めじな、いしだ、にじますおよびあおりいか小割式養殖業 時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町常神地先</p>		

ウ	漁場の区域 次の点(ア)、(イ)および基点第356号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第144号 三方上中郡若狭町常神地先荒神崎に設置した標柱 基点第356号 三方上中郡若狭町常神と同町神子との境界ぐじの浜に設置した標柱 (ア) 基点第144号から真方位130度の線と最大高潮時海岸線との交点 (三方上中郡若狭町常神地先下の山川左岸) (イ) 基点第356号から基点第144号を見通す線上150メートルの点 (2) 地元地区 三方上中郡若狭町常神 公示番号 区第33号 (1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 わかめ養殖業 時期 10月1日から翌年4月30日まで イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町神子地先 ウ 漁場の区域 次の基点第151号、(ア)、(イ)および基点第153号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第151号 三方上中郡若狭町神子地先大鼻に設置した標柱 え礁に設置した標柱	基点第153号 三方上中郡若狭町神子地先牛ヶ鼻に設置した標柱 (ア) 基点第151号から真方位259度400メートルの点 (イ) 基点第153号から真方位252度600メートルの点 (2) 地元地区 三方上中郡若狭町神子 公示番号 区第35号 (1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 ぶり、ぶぐ、たい、にじます およびあおりいか小割式養殖業 時期 1月1日から12月31日まで イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町神子地先 ウ 漁場の区域 次の基点第359号、(ア)、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第359号 三方上中郡若狭町神子地先防波堤突端に設置した標柱 基点第361号 三方上中郡若狭町神子地先小浜に設置した標柱 基点第550号 三方上中郡若狭町神子地先神子残橋突端に設置した標柱 (ア) 基点第550号から真方位295度170メートルの点 (イ) 基点第550号から真方位240度170メートルの点	(ウ) 基点第361号から真方位355度750メートルの点 (ウ) 基点第361号から真方位355度の線と最大高潮時海岸線との交点 (三方上中郡若狭町神子地先) (2) 地元地区 三方上中郡若狭町神子 公示番号 区第36号 (1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 わかめ養殖業 時期 10月1日から翌年4月30日まで イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町神子地先 ウ 漁場の区域 次の基点第360号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第156号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、基点第360号、(ア)、(イ)および基点第420号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第156号 三方上中郡若狭町神子と同町小川との境界に設置した標柱 基点第358号 三方上中郡若狭町神子地先サザエ礁に設置した標柱 基点第359号 三方上中郡若狭町神子地先防波堤突端に設置した標柱 基点第360号 三方上中郡若狭町神子地先ボラ礁に設置した標柱	置いた標柱 基点第361号 三方上中郡若狭町神子地先小浜に設置した標柱 基点第420号 三方上中郡若狭町神子地先波風崎に設置した標柱 (ア) 基点第360号から基点第359号を見通す線上400メートルの点 (イ) 基点第361号から基点第358号を見通す線上700メートルの点 (ウ) 基点第420号から真方位325度700メートルの点 (ウ) 基点第156号から真方位286度250メートルの点 (イ) 基点第420号から真方位325度150メートルの点 (ウ) 基点第360号から基点第359号を見通す線上150メートルの点 (2) 地元地区 三方上中郡若狭町神子 公示番号 区第37号 (1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 ぶり、ぶぐ、たい、にじます およびあおりいか小割式養殖業 時期 1月1日から12月31日まで イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町小川地先 ウ 漁場の区域 次の基点第161号、基点第372号および基点第158号の各点を順次に
---	---	---	---	--

に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第158号 三方上中郡若狭町

小川地先大戸岩横礁に設置した標柱

基点第161号 三方上中郡若狭町

小川地先烏帽子礁に設置した標柱

基点第372号 三方上中郡若狭町

小川地先黒ヅリに設置した標柱

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町小川

公示番号 区第38号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町小川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第161号、基点第372号、(ア)、(イ)および基点第162号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第158号 三方上中郡若狭町

小川地先大戸岩横礁に設置した標柱

基点第161号 三方上中郡若狭町

小川地先烏帽子礁に設置した標柱

基点第162号 三方上中郡若狭町

小川地先さざえ礁に設置した標柱

基点第372号 三方上中郡若狭町

小川地先黒ヅリに設置した標柱

(ア) 基点第158号から基点第372号を見通す線上基点第372号から400メートルの点

(イ) 基点第162号から真方位214度800メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町小川

公示番号 区第50号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 ぶり、たいおおよびあおりいか

小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町遊子地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(フ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第461号 三方上中郡若狭町

遊子地先中ノ神に設置した標柱

基点第462号 三方上中郡若狭町

遊子地先又サキに設置した標柱

(ア) 基点第461号から基点第462号を見通す線上150メートルの点

(イ) 基点第462号から基点第461号を見通す線上150メートルの点

(ウ) 基点第461号から真方位139度430メートルの点

(エ) 基点第461号から真方位118度180メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町遊子

公示番号 区第51号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町遊子および塩坂越

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(フ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第165号 三方上中郡若狭町

塩坂越地先三ツ礁に設置した標柱

基点第462号 三方上中郡若狭町

遊子地先又サキに設置した標柱

(ア) 基点第462号から真方位300度110メートルの点

(イ) 基点第462号から真方位278度400メートルの点

(ウ) 基点第165号から真方位278度400メートルの点

(エ) 基点第165号から真方位278度100メートルの点

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町遊子および塩坂越

公示番号 区第52号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 ぶりおよびたい小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

種類 第一種区画漁業

名称 ぶりおよびたい小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町塩坂越地先

ウ 漁場の区域

次の基点第553号と(ア)とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第166号 三方上中郡若狭町

塩坂越地先九太郎礁に設置した標柱

基点第553号 三方上中郡若狭町

塩坂越地先綱かけ岩に設置した標柱

(ア) 基点第166号から真方位110度の線と最大高潮時海岸線との交点(三方上中郡若狭町塩坂越地先いちもどり)

(2) 地元地区

三方上中郡若狭町塩坂越

公示番号 区第53号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町塩坂越地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(フ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第166号 三方上中郡若狭町

塩坂越地先九太郎礁

塩坂越地先九太郎礁

に設置した標柱

- 基点第362号 三方上中郡若狭町 塩坂越地先枕の鼻に設置した標柱
- (7) 基点第166号から真方位11度210メートルの点
- (4) 基点第166号から真方位20度210メートルの点
- (5) 基点第362号から真方位29度210メートルの点
- (4) 基点第362号から真方位25度210メートルの点
- (2) 地元地区 三方上中郡若狭町塩坂越地 公示番号 区第55号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 ぶり、ぶぐおよびたい小割式養殖業 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町世久見地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第501号、(7)、(4)および基点第554号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

港西防波堤日突端に設置した標柱

- 基点第555号 三方上中郡若狭町 世久見地先大山越礁に設置した標柱
- (7) 基点第366号から基点第501号を見通す線上300メートルの点
- (4) 基点第555号から基点第554号を見通す線上150メートルの点
- (2) 地元地区 三方上中郡若狭町世久見地 公示番号 区第56号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 わかめ養殖業 時期 10月1日から翌年4月30日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町世久見地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第515号、(7)、(4)、(5)の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域。

世久見地先コトメに設置した標柱

- (7) 基点第515号から真方位308度700メートルの点
- (4) 基点第503号から基点第369号を見通す線上650メートルの点
- (5) 基点第503号から基点第516号を見通す線上300メートルの点
- (2) 地元地区 三方上中郡若狭町世久見地 公示番号 区第57号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 ぶり、ぶぐ、たい、くろそい、ひらめ、かわはぎ、にじます、あおりいかおよびたいこ小割式養殖業、ならびにかき垂下式養殖業 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町世久見地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第516号、(7)および基点第369号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

世久見地先コトメに設置した標柱

- (7) 基点第516号から基点第503号を見通す線上100メートルの点
- (2) 地元地区 三方上中郡若狭町世久見地 公示番号 区第58号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期 種類 第一種区画漁業 名称 わかめおよびほんだわら養殖業 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 小浜市田島地先
- ウ 漁場の区域 次の点(7)、(4)および基点第518号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第423号と基点第517号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第175号 小浜市田島と同市矢代との境界名湖崎茨礁に設置した標柱
- 基点第423号 小浜市田島地先須ノ浦崎に設置した標柱
- 基点第463号 小浜市田島地先ゆるぎに設置した標柱
- 基点第517号 小浜市田島地先かいつかに設置した標柱
- 基点第518号 小浜市田島地先明神鼻に設置した標柱

(7) 基点第463号から真方位140度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市田島地先しまのこし)

(4) (7)から基点第175号を見通す線上450メートルの点

(2) 地元地区
小浜市田島
公示番号 区第60号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 あじ、ぶり、すずき、ふぐ、たい、くろそい、かわはぎおよびあおりいか小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
小浜市田島地先
ウ 漁場の区域
次の基点第518号、(7)および基点第562号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
基点第518号 小浜市田島地先明神鼻に設置した標柱
基点第464号 小浜市田島地先赤礁に設置した標柱
基点第562号 小浜市田島地先一本松に設置した標柱
(7) 基点第518号から基点第464号を見通す線上200メートルの点
(2) 地元地区
小浜市田島
公示番号 区第61号
(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 わかめおよびぼんだわら養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
小浜市田島地先
ウ 漁場の区域
次の基点第464号、(7)、(4)および基点第175号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
基点第175号 小浜市田島と同市矢代との境界名湖崎茨礁に設置した標柱
基点第463号 小浜市田島地先ゆるぎに設置した標柱
基点第464号 小浜市田島地先赤礁に設置した標柱
基点第518号 小浜市田島地先明神鼻に設置した標柱
(7) 基点第464号から基点第518号を見通す線上500メートルの点
(4) 基点第175号から(ウ)を見通す線上800メートルの点
(ウ) 基点第463号から真方位140度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市田島地先しまのこし)

(2) 地元地区
小浜市田島
公示番号 区第62号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業

名称 わかめおよびぼんだわら養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
小浜市矢代地先
ウ 漁場の区域
次の点(7)、(4)、(ウ)、(イ)および(7)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点第570号 小浜市矢代地先赤石に設置した標柱
基点第571号 小浜市矢代地先黒礁に設置した標柱
基点第572号 小浜市矢代地先矢代崎に設置した標柱
(7) 基点第572号から真方位337度510メートルの点
(4) 基点第571号から基点第570号を見通す線上260メートルの点
(ウ) 基点第570号から基点第571号を見通す線上150メートルの点
(イ) 基点第570号から真方位315度1,000メートルの点
(2) 地元地区
小浜市矢代
公示番号 区第63号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 ぶり、たいおよびいしだい小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

小浜市矢代地先
漁場の区域
次の点(7)、(4)、(ウ)、(イ)および(7)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点第570号 小浜市矢代地先赤石に設置した標柱
基点第571号 小浜市矢代地先黒礁に設置した標柱
基点第573号 小浜市矢代地先黒鼻に設置した標柱
基点第574号 小浜市矢代地先土礁に設置した標柱
(7) 基点第573号から基点第574号を見通す線上60メートルの点
(4) 基点第573号から基点第574号を見通す線上120メートルの点
(ウ) 基点第571号から基点第570号を見通す線上200メートルの点
(イ) 基点第571号から基点第570号を見通す線上80メートルの点
(2) 地元地区
小浜市矢代
公示番号 区第65号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 わかめおよびぼんだわら養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
小浜市志積地先

ウ 漁場の区域

次の基点第481号、(ア)、(イ)および基点第290号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、(ウ)と(エ)とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第290号 小浜市犬熊と同市志積との境界に設置した標柱

基点第481号 小浜市矢代と同市志積との境界黒岩に設置した標柱

(ア) 基点第481号から真方位320度600メートルの点

(イ) 基点第290号から真方位0度600メートルの点

(ウ) 基点第290号から真方位127度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市志積地先芽干の鼻)

(エ) (ウ)から真方位274度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市志積地先甚三郎鼻)

(2) 地元地区

小浜市志積

公示番号 区第66号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 わかめおよびほんだわら養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市犬熊地先

ウ 漁場の区域

次の基点第290号、(ア)および基点

第373号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第290号 小浜市犬熊と同市志積との境界に設置した標柱

基点第373号 小浜市犬熊と同市阿納との境界に設置した標柱

(ア) 基点第290号から真方位0度の線と基点第373号から真方位66度の線との交点

(2) 地元地区

小浜市犬熊

公示番号 区第67号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 あじ、さば、ぶり、すずき、ふぐ、たい、かわはぎ、くろそ

いおよびまはた養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

小浜市犬熊地先

ウ 漁場の区域

次の基点第290号、(ア)および基点第373号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第290号 小浜市犬熊と同市志積の境界に設置した標柱

基点第373号 小浜市犬熊と同市阿納との境界に設置した標柱

(ア) 基点第290号から真方位0度

の線と基点第373号から真方位66度の線との交点

(2) 地元地区

小浜市犬熊

公示番号 区第68号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 ふぐ、たい、あじ、さば、ぶり、すずき、かわはぎ、かさご

、くろそいおよびあおりいか小割養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市阿納地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および(カ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第373号 小浜市犬熊と同市阿納との境界に設置した標柱

基点第375号 小浜市阿納と同市西小川との境界に設置した標柱

(ア) 基点第373号から真方位66度100メートルの点

(イ) 基点第373号から真方位66度450メートルの点

(ウ) 基点第375号から真方位63度450メートルの点

(エ) 基点第375号から真方位63度250メートルの点

(オ) 基点第375号から真方位208度310メートルの点

(2) 地元地区

小浜市阿納

公示番号 区第70号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 たこ小割式養殖業

時期 4月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市西小川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第519号、(ア)および基点第415号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第376号 小浜市加尾地先ガリゲリの鼻に設置した標柱

基点第415号 小浜市西小川と同市加尾との境界に設置した標柱

基点第519号 小浜市西小川地先よもだけに設置した標柱

(ア) 基点第376号から基点第519号を見通す線上160メートルの点

(2) 地元地区

小浜市西小川

公示番号 区第71号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 ぶり、ふぐ、たい、くろそい、たこ、すずきおよびかわはぎ小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

た標柱

- (ア) 基点第192号から真方位236度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市仏谷地先小沙津の鼻)
- (イ) (ア)から真方位168度170メートルの点
- (ロ) 基点第193号から基点第202号を見通す線上200メートルの点
- (ハ) 基点第201号から基点第194号を見通す線上800メートルの点
- (2) 地元地区
 - 小浜市仏谷
- 公示番号 区第77号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第一種区画漁業
 - 名称 かき垂下式養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 小浜市若狭地先
 - ウ 漁場の区域
 - 次の基点第194号、(ア)および基点第1016号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
- 基点第194号 小浜市仏谷と同市若狭との境界かい岩に設置した標柱
- 基点第201号 小浜市甲ヶ崎と同市福谷との境界に設置した標柱
- 基点第1016号 小浜市若狭船場場南端に設置した

標柱

- (ア) 基点第194号から基点第201号を見通す線上400メートルの点
- (2) 地元地区
 - 小浜市若狭および甲ヶ崎
- 公示番号 区第78号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第一種区画漁業
 - 名称 真珠母貝垂下式養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 小浜市若狭地先
 - ウ 漁場の区域
 - 次の基点第1016号、(ア)および基点第196号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
- 基点第194号 小浜市仏谷と同市若狭との境界かい岩に設置した標柱
- 基点第196号 小浜市若狭地先ナカノハネに設置した
- 基点第201号 小浜市甲ヶ崎と同市福谷との境界に設置した標柱
- 基点第1016号 小浜市若狭船場場南端に設置した
- (ア) 基点第194号から基点第201号を見通す線上400メートルの点
- (2) 地元地区
 - 小浜市若狭および甲ヶ崎

公示番号 区第80号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第一種区画漁業
 - 名称 かき垂下式養殖業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 小浜市甲ヶ崎地先
 - ウ 漁場の区域
 - 次の基点第198号と基点第199号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
- ただし、(ア)、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
- 基点第198号 小浜市若狭地先志の熊の鼻に設置した
- 基点第199号 小浜市甲ヶ崎地先野の鼻に設置した標柱
- (ア) (イ)から真方位172度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市阿納尻地先イルカヤ)
- (イ) 基点第199号から真方位56度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市阿納尻地先高屋川口)
- (ロ) (イ)から真方位270度の線と最大高潮時海岸線との交点(小浜市阿納尻地先鳥越北端)
- (2) 地元地区
 - 小浜市若狭および甲ヶ崎
- 公示番号 区第81号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 第一種区画漁業

名称 かき垂下式養殖業

- 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
 - 小浜市福谷地先
- ウ 漁場の区域
 - 次の点(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
- 基点第193号 小浜市仏谷地先児島東端に設置した標柱
- 基点第194号 小浜市仏谷と同市若狭との境界かい岩に設置した標柱
- 基点第201号 小浜市甲ヶ崎と同市福谷との境界に設置した標柱
- 基点第202号 小浜市福谷地先松福寺無縁塔に設置した標柱
- (ア) 基点第201号から基点第194号を見通す線上400メートルの点
- (イ) 基点第201号から基点第194号を見通す線上800メートルの点
- (ロ) 基点第193号から基点第202号を見通す線上250メートルの点
- (ハ) 基点第202号から基点第193号を見通す線上600メートルの点
- (2) 地元地区
 - 小浜市小松原、新小松原、下竹原、福谷、羽賀および水取
- 公示番号 区第82号

(1) 免許の内容たるべき事項	ウ	基点第434号	標柱
ア 漁業の種類、名称および時期	次の点(ア)、(イ)、(ウ)および基点第211号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	大飯郡おおい町犬見地先葉ヶ崎に設置した標柱	基点第216号 大飯郡高浜町和田地先和田鼻に設置した標柱
種類 第一種区画漁業	ウ	(ア) 基点第213号から真方位4度560メートルの点	基点第222号 大飯郡おおい町犬見と同郡高浜町和田との境界赤崎に設置した標柱
名称 わかめおよびぼんだわら養殖業	イ	(イ) 基点第434号から真方位13度870メートルの点	基点第433号 大飯郡おおい町小堀地先小堀川に設置した標柱
時期 1月1日から12月31日まで	イ	(ウ) 基点第434号から真方位15度750メートルの点	(ア) 基点第214号と基点第216号とを結ぶ線と基点第433号と(ウ)とを結ぶ線との交点
漁場の位置	イ	(エ) 基点第311号から真方位37度690メートルの点	(イ) 基点第214号と基点第216号を結ぶ線と基点第215号と基点第222号とを結ぶ線との交点
小浜市青井地先	ウ	(オ) 基点第213号から真方位33度580メートルの点	(ウ) 基点第433号から真方位6度の線と最大高潮時海岸線との交点(大飯郡おおい町犬見地先小赤崎)
漁場の区域	イ	(カ) 基点第211号から真方位30度200メートルの点	(2) 地元地区
次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	イ	(キ) 基点第311号から真方位37度570メートルの点	大飯郡おおい町大島および犬見
基点第385号	イ	(ク) 基点第215号から真方位30度100メートルの点	公示番号 区第86号
小浜市青井地先青井崎突端に設置した標柱	ウ	(ケ) 免許の内容たるべき事項	(1) 免許の内容たるべき事項
(ア) 基点第385号から真方位30度500メートルの点	イ	ア 漁業の種類、名称および時期	ア 漁業の種類、名称および時期
(イ)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
一トルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
(ア)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
(ア)から真方位215度300メートルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
(ア)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
一トルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
(ア)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
(ア)から真方位215度300メートルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
(ア)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
一トルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
(ア)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
(ア)から真方位215度300メートルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
(ア)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
一トルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
(ア)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
(ア)から真方位215度300メートルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
(ア)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
一トルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
(ア)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
(ア)から真方位215度300メートルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
(ア)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
一トルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域
(ア)から真方位215度300メートルの点	ウ	イ 漁場の位置	イ 漁場の位置
一トルの点	イ	ウ 漁場の区域	ウ 漁場の区域

区域。

基点第527号 大飯郡おおい町大

島地先冠者島北端に
設置した標柱

(7) 基点第527号から真方位23
度270メートルの点

(4) 基点第527号から真方位35
3度500メートルの点

(5) 基点第527号から真方位30
2度600メートルの点

(4) 基点第527号から真方位26
9度270メートルの点

(2) 地元地区
大飯郡おおい町大島

公示番号 区第88号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30
日まで

イ 漁場の位置
大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域

次の点(7)、(4)、(5)、(4)および(7)の各
点を順次に結んだ線によって囲まれた
区域。

基点第528号 大飯郡おおい町大

島地先赤礁崎に設置
した標柱

基点第529号 大飯郡おおい町大

島地先押崎に設置し
た標柱

(7) 基点第528号から真方位83
度300メートルの点

(4) 基点第529号から真方位83
度300メートルの点

(5) 基点第529号から真方位83
度100メートルの点

(4) 基点第528号から真方位83
度100メートルの点

(2) 地元地区
大飯郡おおい町大島

公示番号 区第100号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 あか貝、とり貝およびかき垂
下式養殖業

時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
大飯郡高浜町車持地先

ウ 漁場の区域

次の基点第215号、(7)および基点
第216号の各点を順次に結んだ線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた
区域。

基点第214号 大飯郡おおい町本

郷地先北山に設置し
た標柱

基点第215号 大飯郡おおい町小

堀地先小堀と同郡高
浜町車持との境界に
設置した標柱

基点第216号 大飯郡高浜町車持

地先和田鼻に設置し
た標柱

基点第222号 大飯郡おおい町と

同郡高浜町との境界
赤崎に設置した標柱

(7) 基点第214号と基点第216
号とを結ぶ線と基点第215号と
基点第222号とを結ぶ線との交

点

(2) 地元地区

大飯郡高浜町和田

公示番号 区第101号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 ぶり、かんばち、たい、すず
きおよびいしだい小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
大飯郡高浜町小黒飯地先

ウ 漁場の区域

次の点(7)、(4)、(5)、(4)および(7)の各
点を順次に結んだ線によって囲まれた
区域。

基点第254号 大飯郡高浜町小黒

飯地先南脇に設置し
た標柱

基点第575号 大飯郡高浜町小黒

飯地先小黒飯魚港防
波堤日突端に設置し
た標柱

(7) 基点第254号から真方位37
度200メートルの点

(4) 基点第254号から真方位17
度190メートルの点

(5) 基点第575号から真方位19
5度130メートルの点

(4) 基点第575号から真方位16
8度150メートルの点

(2) 地元地区
大飯郡高浜町小黒飯

公示番号 区第102号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 しまあじ、ぶり、ふぐ、たい
ぎ、いさきおよびまはた小割式
養殖業

時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

次の基点第558号、(7)、(4)および
(5)の各点を順次に結んだ線と最大高潮
時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第558号 大飯郡高浜町音海

地先帯ヶ崎防波堤基
部に設置した標柱

(7) 基点第558号から真方位24
1度200メートルの点

(4) 基点第558号から真方位10
1度510メートルの点

(5) (4)から真方位357度の線と最
大高潮時海岸線との交点

(2) 地元地区
大飯郡高浜町音海

公示番号 区第103号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 しまあじおよびいさき小割式養
殖業、ならびにひおうぎ垂下式
養殖業

時期 1月1日から12月31日ま
で

イ 漁場の位置
大飯郡高浜町神野浦地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(カ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第275号 大飯郡高浜町神野浦地先城浦に設置した標柱

(ア) 基点第275号から真方位330度260メートルの点

(イ) 基点第275号から真方位319度325メートルの点

(ウ) 基点第275号から真方位280度268メートルの点

(エ) 基点第275号から真方位276度180メートルの点

(2) 地元地区
大飯郡高浜町神野浦

公示番号 区第105号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 ぶり、かんばち、ふぐ、たいさ、すずぎ、しまあじおよびいさ

き小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町日引地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)および(ク)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第417号 大飯郡高浜町日引地先取崎鼻に設置した標柱

基点第418号 大飯郡高浜町日引地先恵良鼻に設置した標柱

基点第417号 大飯郡高浜町日引地先取崎鼻に設置した標柱

基点第418号 大飯郡高浜町日引地先恵良鼻に設置した標柱

(ア) 基点第418号から真方位150度400メートルの点

(イ) 基点第418号から真方位172度70メートルの点

(ウ) 基点第417号から真方位343度170メートルの点

(エ) 基点第417号から真方位109度115メートルの点

(カ) 基点第417号から真方位194度260メートルの点

(ク) 基点第417号から真方位163度420メートルの点

(2) 地元地区
大飯郡高浜町日引

公示番号 区第106号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 わかめ養殖業

時期 10月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域

次の基点第399号、(ア)、(イ)、基点第400号および基点第399号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第266号 大飯郡高浜町音海地先帯ヶ崎に設置した標柱

基点第398号 大飯郡高浜町音海地先道路ヶ鼻に設置した標柱

基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地先赤崎に設置した標柱

基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地先赤崎に設置した標柱

基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地先赤崎に設置した標柱

基点第400号 大飯郡高浜町上瀬地先秀ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第399号から基点第266号を見通す線上250メートルの点

(イ) 基点第400号から基点第398号を見通す線上250メートルの点

(2) 地元地区
大飯郡高浜町上瀬

公示番号 区第107号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 ぶり、しまあじ、ふぐ、たいさ、さばおよびいさき小割式養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町上瀬地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(カ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第399号 大飯郡高浜町上瀬地先赤崎に設置した標柱

基点第400号 大飯郡高浜町上瀬地先秀ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第400号から基点第399号を見通す線上300メートルの点

(イ) 基点第400号から基点第399号を見通す線上100メートルの点

の点

(ア) 基点第400号から真方位255度160メートルの点

(イ) 基点第400号から真方位227度330メートルの点

(2) 地元地区
大飯郡高浜町上瀬

区画漁業

1 免許予定日

平成25年9月1日

2 存続期間

平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

3 申請期間

平成25年6月3日から同年7月19日まで

4 免許の内容たるべき事項および地元地区

公示番号 区第200号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業

名称 真珠養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

小浜市甲ヶ崎地先

ウ 漁場の区域

次の基点第196号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)および基点第198号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第194号 小浜市若狭と同市

基点第195号 小浜市若狭地先

ノ前に設置した標柱

基点第194号 小浜市若狭と同市

基点第195号 小浜市若狭地先

ノ前に設置した標柱

基点第194号 小浜市若狭と同市

基点第195号 小浜市若狭地先

ノ前に設置した標柱

基点第194号 小浜市若狭と同市

基点第195号 小浜市若狭地先

ノ前に設置した標柱

基点第196号	小浜市若狭地先ノカノハネに設置した標柱
基点第197号	小浜市若狭地先絵名郷鼻に設置した標柱
基点第198号	小浜市若狭地先志の熊の鼻に設置した標柱
基点第199号	小浜市甲ヶ崎地先野の鼻に設置した標柱
基点第200号	小浜市甲ヶ崎地先の場に設置した標柱
基点第201号	小浜市甲ヶ崎と同市福谷との境界に設置した標柱
基点第381号	小浜市甲ヶ崎地先四ツ辻下に設置した標柱
(ア) 基点第194号から基点第201号を見通す線上400メートルの点	
(イ) 基点第201号から基点第194号を見通す線上150メートルの点	
(ウ) 基点第381号から基点第195号を見通す線上150メートルの点	
(エ) 基点第197号から基点第200号を見通す線上180メートルの点	
(オ) 基点第198号から基点第199号を見通す線上300メートルの点	
(2) 制限または条件	
いかだ敷設等については、別途指令す	

る指示に従わなければならない。	
(3) 地元地区	小浜市甲ヶ崎
公示番号	区第201号
(1) 免許の内容たるべき事項	漁業の種類、名称および時期
種類	第一種区画漁業
名称	真珠養殖業
時期	1月1日から12月31日まで
イ 漁場の位置	小浜市甲ヶ崎地先
ウ 漁場の区域	次の基点第199号、(ア)、(イ)、(ウ)と基点第381号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
イ 漁場の位置	小浜市若狭地先オノ前に設置した標柱
ウ 漁場の区域	基点第197号 小浜市若狭地先絵名郷鼻に設置した標柱
イ 漁場の位置	小浜市若狭地先志の熊の鼻に設置した標柱
ウ 漁場の区域	基点第198号 小浜市若狭地先志の熊の鼻に設置した標柱
イ 漁場の位置	小浜市甲ヶ崎地先野の鼻に設置した標柱
ウ 漁場の区域	基点第199号 小浜市甲ヶ崎地先野の鼻に設置した標柱
イ 漁場の位置	小浜市甲ヶ崎地先の場に設置した標柱
ウ 漁場の区域	基点第381号 小浜市甲ヶ崎地先四ツ辻下に設置した標柱
(ア) 基点第198号から基点第199号を見通す線上130メートルの点	
(イ) 基点第200号から基点第198号を見通す線上100メートルの点	
(2) 制限または条件	
いかだ敷設等については、別途指令す	

7号を見通す線上100メートルの点	
(ア) 基点第381号から基点第195号を見通す線上100メートルの点	
(2) 制限または条件	
いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。	
(3) 地元地区	小浜市甲ヶ崎
公示番号	区第202号
(1) 免許の内容たるべき事項	漁業の種類、名称および時期
種類	第一種区画漁業
名称	真珠養殖業
時期	1月1日から12月31日まで
イ 漁場の位置	小浜市岡津地先
ウ 漁場の区域	次の基点第211号、(ア)および基点第566号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
イ 漁場の位置	小浜市岡津地先尻鼻に設置した標柱
ウ 漁場の区域	基点第566号 小浜市岡津地先岡津港防波堤先端に設置した標柱
(ア) 基点第211号から真方位30度200メートルの点	
(2) 制限または条件	
いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。	
(3) 地元地区	小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、鯉川および岡津

公示番号	区第203号
(1) 免許の内容たるべき事項	漁業の種類、名称および時期
種類	第一種区画漁業
名称	真珠養殖業
時期	1月1日から12月31日まで
イ 漁場の位置	小浜市鯉川地先
ウ 漁場の区域	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)および(ア)の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域。
イ 漁場の位置	小浜市岡津地先川尻鼻に設置した標柱
ウ 漁場の区域	基点第211号 小浜市岡津地先川尻鼻に設置した標柱
イ 漁場の位置	小浜市岡津地先西川尻鼻に設置した標柱
ウ 漁場の区域	基点第537号 小浜市岡津地先西川尻鼻に設置した標柱
(ア) 基点第537号から真方位25度300メートルの点	
(イ) 基点第211号から真方位28度540メートルの点	
(ウ) 基点第310号から真方位330度660メートルの点	
(エ) 基点第310号から真方位319度450メートルの点	
(オ) 基点第310号から真方位39度320メートルの点	
(2) 制限または条件	
いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。	
(3) 地元地区	小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、鯉川および岡津
公示番号	区第205号

<p>(1) 免許の内容たるべき事項</p> <p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 第一種区画漁業</p> <p>名称 真珠養殖業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置</p> <p>大飯郡おおい町小堀地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>次の基点214号、(ア)および基点第433号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱</p> <p>基点第216号 大飯郡高浜町車持地先和田鼻に設置した標柱</p> <p>基点第433号 大飯郡おおい町小堀地先小堀川に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第214号と基点第216号とを結ぶ線と基点第433号と大飯郡おおい町犬見地先小赤崎とを結ぶ線との交点</p> <p>(2) 制限または条件</p> <p>いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>大飯郡おおい町犬見</p> <p>公示番号 区第206号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項</p> <p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 第二種区画漁業</p> <p>名称 魚類養殖業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p>	<p>イ 漁場の位置</p> <p>大飯郡高浜町車持地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>次の基点第215号、(ア)および基点第216号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱</p> <p>基点第215号 大飯郡おおい町小堀地先小堀と同郡高浜町車持との境界に設置した標柱</p> <p>基点第216号 大飯郡高浜町車持地先和田鼻に設置した標柱</p> <p>基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第214号と基点第216号とを結ぶ線と基点第215号と基点第222号とを結ぶ線との交点</p> <p>(2) 地元地区</p> <p>大飯郡高浜町和田</p> <p>公示番号 区第207号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項</p> <p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 第一種区画漁業</p> <p>名称 真珠養殖業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置</p> <p>大飯郡おおい町犬見地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p>	<p>次の基点第222号、(ア)および基点第223号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱</p> <p>基点第223号 大飯郡おおい町犬見地先つばに設置した標柱</p> <p>基点第225号 大飯郡おおい町犬見地先青柳に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第222号と基点第225号とを結ぶ線と基点第223号から真方位193度の線との交点</p> <p>(2) 制限または条件</p> <p>いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>大飯郡おおい町犬見</p> <p>公示番号 区第208号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項</p> <p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 第一種区画漁業</p> <p>名称 真珠養殖業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置</p> <p>大飯郡おおい町犬見地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>次の基点第223号、(ア)、(イ)および基点第224号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱</p>	<p>基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱</p> <p>基点第223号 大飯郡おおい町犬見地先つばに設置した標柱</p> <p>基点第224号 大飯郡おおい町犬見地先青柳に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第222号と基点第225号とを結ぶ線と基点第223号から真方位193度の線との交点</p> <p>(イ) 点(ア)と基点第225号とを結ぶ線と基点第224号と基点第214号とを結ぶ線との交点</p> <p>(2) 制限または条件</p> <p>いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>大飯郡おおい町犬見</p> <p>公示番号 区第210号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項</p> <p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 第一種区画漁業</p> <p>名称 真珠養殖業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置</p> <p>大飯郡おおい町犬見地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>次の基点第224号、(ア)、(イ)および基点第225号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p>	<p>た標柱</p> <p>基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱</p> <p>基点第223号 大飯郡おおい町犬見地先つばに設置した標柱</p> <p>基点第224号 大飯郡おおい町犬見地先青柳に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第222号と基点第225号とを結ぶ線と基点第223号から真方位193度の線との交点</p> <p>(イ) 点(ア)と基点第225号とを結ぶ線と基点第224号と基点第214号とを結ぶ線との交点</p> <p>(2) 制限または条件</p> <p>いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>大飯郡おおい町犬見</p> <p>公示番号 区第210号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項</p> <p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 第一種区画漁業</p> <p>名称 真珠養殖業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置</p> <p>大飯郡おおい町犬見地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>次の基点第224号、(ア)、(イ)および基点第225号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p>
--	--	---	--	---

れた区域。

基点第214号 大飯郡おおい町本郷地先北山に設置した標柱

基点第222号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界赤崎に設置した標柱

基点第224号 大飯郡おおい町犬見地先犬見棧橋に設置した標柱

基点第225号 大飯郡おおい町犬見地先青柳に設置した標柱

(ア) 基点第222号と基点第225号とを結ぶ線と基点第224号と基点第214号とを結ぶ線との交点

(イ) 基点第225号から大飯郡おおい町本郷地先瀬崎を見通す線上150メートルの点

(2) 制限または条件
いかだ敷設等については、別途指示する指示に従わなければならない。

(3) 地元地区
大飯郡おおい町犬見

公示番号 区第211号
(1) 漁業の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
イ 種類 第一種区画漁業
ウ 名称 真珠養殖業
エ 時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町犬見地先

ウ 漁場の区域

次の基点第226号、(ア)、(イ)および基点第434号の各点を順次に結んだ

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第212号 小浜市鯉川と大飯郡おおい町長井との境界大岩に設置した標柱

基点第226号 大飯郡おおい町犬見地先犬見崎に設置した標柱

基点第434号 大飯郡おおい町犬見地先葉ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第226号から基点第212号を見通す線上100メートルの点

(イ) 基点第434号から基点第212号を見通す線上150メートルの点

(2) 制限または条件
いかだ敷設等については、別途指示する指示に従わなければならない。

(3) 地元地区
大飯郡おおい町犬見

定置漁業

1 免許予定日
平成25年9月1日
2 存続期間
平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
3 申請期間
平成25年6月3日から同年7月19日まで

4 免許の内容たるべき事項および地元地区

公示番号 定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
福井市長橋町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第21号、(ア)、(イ)および基点第21号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第21号 福井市長橋町地先一本松に設置した標柱

(ア) 基点第21号から真方位313度1.500メートルの点
(イ) 基点第21号から真方位288度1.600メートルの点

(2) 地元地区
福井市免鳥、浜住、和布、糞、松蔭、長橋、北菅生および南菅生

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
イ 種類 定置漁業
ウ 名称 ぶり定置漁業
エ 時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
福井市長橋町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第28号、(ア)、(イ)および基点第29号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第28号 福井市長橋町地先越知宮北に設置した標柱

基点第29号 福井市長橋町地先上戸崎に設置した標柱

(ア) 基点第28号から真方位288度2.300メートルの点

(イ) 基点第29号から真方位27度2.300メートルの点

(2) 地元地区
福井市長橋町

公示番号 定第3号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
イ 種類 定置漁業
ウ 名称 ぶり定置漁業
エ 時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
丹生郡越前町小樽地先
ウ 漁場の区域
次の基点第41号、(ア)、(イ)および基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第41号 丹生郡越前町小樽地先ぶり岩に設置した標柱

基点第42号 丹生郡越前町小樽地先横島に設置した標柱

(ア) 基点第41号から真方位270度1.500メートルの点
(イ) 基点第42号から真方位249度1.550メートルの点

(2) 地元地区
丹生郡越前町小樽

公示番号 定第5号
(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
イ 種類 定置漁業
ウ 名称 ぶり定置漁業
エ 時期 4月1日から翌年3月31日

- まで
- イ 漁場の位置
丹生郡越前町厨地先
- ウ 漁場の区域
次の基点第559号、(ア)、(イ)および基点第560号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
基点第47号 丹生郡越前町厨地先 蛭子岩に設置した標柱
基点第559号 基点第47号から真方位183度40分30秒670メートルの点に設置した標柱
基点第560号 基点第47号から真方位185度1,300メートルの点に設置した標柱
- (ア) 基点第559号から真方位271度15分1,550メートルの点
- (イ) 基点第560号から真方位271度1,420メートルの点
- (2) 地元地区
丹生郡越前町厨地先
公示番号 定第6号
- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
丹生郡越前町米ノ地先
- ウ 漁場の区域
次の基点第52号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)

- (ア)、(イ)および基点第52号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点第52号 丹生郡越前町米ノ地先 鎌岩に設置した標柱
- (ア) 基点第52号から真方位203度1,200メートルの点
- (イ) 基点第52号から真方位200度1,150メートルの点
- (ウ) 基点第52号から真方位225度600メートルの点
- (エ) 基点第52号から真方位225度450メートルの点
- (オ) 基点第52号から真方位200度500メートルの点
- (2) 地元地区
丹生郡越前町米ノ地先
公示番号 定第7号
- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
南条郡南越前町糠地先
- ウ 漁場の区域
次の基点第54号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)および基点第54号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点第54号 南条郡南越前町糠地先 ニツ岩に設置した標柱

- (ア) 基点第54号から真方位253度1,100メートルの点
- (イ) 基点第54号から真方位258度1,120メートルの点
- (ウ) 基点第54号から真方位258度1,200メートルの点
- (エ) 基点第54号から真方位253度1,200メートルの点
- (オ) 基点第54号から真方位223度1,200メートルの点
- (カ) 基点第54号から真方位223度1,100メートルの点
- (キ) 基点第54号から真方位213度1,200メートルの点
- (ク) 基点第54号から真方位208度1,200メートルの点
- (ケ) 基点第54号から真方位218度895メートルの点
- (2) 地元地区
南条郡南越前町糠地先
公示番号 定第8号
- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
南条郡南越前町甲楽城地先
- ウ 漁場の区域
次の基点第56号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第56号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点第56号 南条郡南越前町甲楽城地先 大礁に設置した標柱
- (ア) 基点第56号から真方位253

- 度1,320メートルの点
- (イ) 基点第56号から真方位257度1,350メートルの点
- (ウ) 基点第56号から真方位256度40分1,450メートルの点
- (エ) 基点第56号から真方位253度1,420メートルの点
- (オ) 基点第56号から真方位226度1,350メートルの点
- (2) 地元地区
南条郡南越前町甲楽城地先
公示番号 定第10号
- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業
名称 ぶり定置漁業
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置
南条郡南越前町今泉地先
- ウ 漁場の区域
次の基点第58号、(ア)、(イ)および基点第58号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点第58号 南条郡南越前町今泉地先 たみ岩に設置した標柱
- (ア) 基点第58号から真方位249度1,380メートルの点
- (イ) 基点第58号から真方位227度1,435メートルの点
- (2) 地元地区
南条郡南越前町今泉および河野地先
公示番号 定第11号
- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 定置漁業

名称	ぶり定置漁業	名称	ぶり定置漁業	名称	ぶり定置漁業	名称	ぶり定置漁業
時期	1月1日から12月31日まで	時期	1月1日から12月31日まで	時期	1月1日から12月31日まで	時期	1月1日から12月31日まで
イ	漁場の位置 南条郡南越前町河野地先	イ	漁場の位置 敦賀市元比田地先	イ	漁場の位置 敦賀市浦底地先	イ	漁場の位置 三方郡美浜町丹生地先
ウ	漁場の区域 次の基点第61号、(ア)、(イ)および基点第61号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	ウ	漁場の区域 次の基点第82号、(ア)、(イ)および基点第82号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	ウ	漁場の区域 次の基点第87号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第87号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	ウ	漁場の区域 次の基点第97号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第97号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
	基点第61号 南条郡南越前町河野地先御前岩に設置した標柱		基点第82号 敦賀市色浜地先鈴ヶ岩に設置した標柱		基点第87号 敦賀市浦底地先池尻に設置した標柱		基点第97号 三方郡美浜町丹生地先立壁岩に設置した標柱
(ア)	基点第61号から真方位267度1, 045メートルの点	(ア)	基点第82号から真方位98度400メートルの点	(ア)	基点第87号から真方位103度800メートルの点	(ア)	基点第97号から真方位305度800メートルの点
(イ)	基点第61号から真方位243度900メートルの点	(イ)	基点第82号から真方位46度400メートルの点	(イ)	基点第87号から真方位68度800メートルの点	(イ)	基点第97号から真方位297度1, 400メートルの点
(ウ)	基点第61号から真方位267度1, 045メートルの点	(ウ)	基点第82号から真方位98度400メートルの点	(ウ)	基点第87号から真方位3度50メートルの点	(ウ)	基点第97号から真方位263度1, 320メートルの点
(エ)	基点第61号から真方位243度900メートルの点	(エ)	基点第82号から真方位46度400メートルの点	(エ)	基点第87号から真方位3度50メートルの点	(エ)	基点第97号から真方位297度1, 400メートルの点
(1)	免許の内容たるべき事項 漁業の種類、名称および時期	(1)	免許の内容たるべき事項 漁業の種類、名称および時期	(1)	免許の内容たるべき事項 漁業の種類、名称および時期	(1)	免許の内容たるべき事項 漁業の種類、名称および時期
(2)	地元地区 南条郡南越前町今泉および河野	(2)	地元地区 敦賀市色浜および浦底	(2)	地元地区 敦賀市浦底および色浜	(2)	地元地区 三方郡美浜町丹生
公示番号	定第12号	公示番号	定第15号	公示番号	定第17号	公示番号	定第18号
種類	ぶり定置漁業	種類	ぶり定置漁業	種類	ぶり定置漁業	種類	ぶり定置漁業
名称	ぶり定置漁業	名称	ぶり定置漁業	名称	ぶり定置漁業	名称	ぶり定置漁業
時期	1月1日から12月31日まで	時期	10月1日から翌年2月末日まで	時期	10月1日から翌年2月末日まで	時期	1月1日から12月31日まで
イ	漁場の位置 敦賀市元比田地先	イ	漁場の位置 敦賀市浦底地先	イ	漁場の位置 三方郡美浜町丹生地先	イ	漁場の位置 三方郡美浜町丹生地先
ウ	漁場の区域 次の基点第64号、(ア)、(イ)および基点第64号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	ウ	漁場の区域 次の基点第87号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第87号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。	ウ	漁場の区域 次の基点第98号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第98号各点を結んだ線によって囲まれた区域。	ウ	漁場の区域 次の基点第98号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第98号各点を結んだ線によって囲まれた区域。
	基点第64号 敦賀市元比田地先飛鳥に設置した標柱		基点第87号 敦賀市浦底地先		基点第98号 三方郡美浜町丹生地先エビス岩に設置した標柱		基点第98号 三方郡美浜町丹生地先エビス岩に設置した標柱
(ア)	基点第64号から真方位273度1, 450メートルの点	(ア)	基点第87号から真方位46度400メートルの点	(ア)	基点第98号から真方位3度50メートルの点	(ア)	基点第98号から真方位305度800メートルの点
(イ)	基点第64号から真方位252度1, 450メートルの点	(イ)	基点第87号から真方位46度400メートルの点	(イ)	基点第98号から真方位3度50メートルの点	(イ)	基点第98号から真方位297度1, 400メートルの点

<p>(7) 基点第98号から真方位353度100メートルの点</p> <p>(4) 基点第98号から真方位279度1, 300メートルの点</p> <p>(5) 基点第98号から真方位256度1, 290メートルの点</p> <p>(5) 基点第98号から真方位173度100メートルの点</p> <p>(2) 地元地区</p> <p>三方郡美浜町丹生</p> <p>公示番号 定第20号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項</p> <p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 定置漁業</p> <p>名称 ぶり定置漁業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置</p> <p>三方郡美浜町菅浜地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>次の基点第112号、(7)、(4)、(5)および基点第112号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第112号 三方郡美浜町菅浜沖ノ礁に設置した標柱</p> <p>(7) 基点第112号から真方位13度150メートルの点</p> <p>(4) 基点第112号から真方位291度30分1, 490メートルの点</p> <p>(5) 基点第112号から真方位273度1, 450メートルの点</p> <p>(2) 地元地区</p> <p>三方郡美浜町菅浜</p> <p>公示番号 定第21号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項</p>	<p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 定置漁業</p> <p>名称 ぶり定置漁業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置</p> <p>三方郡美浜町菅浜地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>次の基点第436号、(7)、(4)、(5)および基点第436号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第436号 三方郡美浜町菅浜地先城ヶ崎中の礁に設置した標柱</p> <p>(7) 基点第436号から真方位287度2, 150メートルの点</p> <p>(4) 基点第436号から真方位272度2, 100メートルの点</p> <p>(5) 基点第436号から真方位197度200メートルの点</p> <p>(2) 地元地区</p> <p>三方郡美浜町菅浜</p> <p>公示番号 定第22号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項</p> <p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 定置漁業</p> <p>名称 ぶり定置漁業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置</p> <p>三方郡美浜町日向地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>次の基点第559号、(7)、(4)および基点第559号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第559号 三方郡美浜町日向地先四十礁に設置した標柱</p>	<p>(7) 基点第559号から真方位95度600メートルの点</p> <p>(4) 基点第559号から真方位70度600メートルの点</p> <p>(2) 地元地区</p> <p>三方郡美浜町日向</p> <p>公示番号 定第23号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項</p> <p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 定置漁業</p> <p>名称 ぶり定置漁業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置</p> <p>三方郡美浜町日向地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>次の基点第134号、(7)、(4)、(5)および基点第134号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第134号 三方郡美浜町日向地先さび岩に設置した標柱</p> <p>(7) 基点第134号から真方位26度1, 440メートルの点</p> <p>(4) 基点第134号から真方位1度1, 440メートルの点</p> <p>(5) 基点第134号から真方位273度100メートルの点</p> <p>(2) 地元地区</p> <p>三方郡美浜町日向</p> <p>公示番号 定第25号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項</p> <p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 定置漁業</p> <p>名称 ぶり定置漁業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p>	<p>で</p> <p>イ 漁場の位置</p> <p>三方郡美浜町日向地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>次の基点第560号、(7)、(4)および基点第560号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第560号 三方郡美浜町日向地先黒礁に設置した標柱</p> <p>(7) 基点第560号から真方位95度600メートルの点</p> <p>(4) 基点第560号から真方位70度600メートルの点</p> <p>(2) 地元地区</p> <p>三方郡美浜町日向</p> <p>公示番号 定第26号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項</p> <p>ア 漁業の種類、名称および時期</p> <p>種類 定置漁業</p> <p>名称 ぶり定置漁業</p> <p>時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>イ 漁場の位置</p> <p>三方郡美浜町日向地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>次の基点第499号、(7)、(4)、(5)、(5)、基点第135号および基点第499号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第135号 三方郡美浜町日向地先長礁に設置した標柱</p> <p>基点第499号 三方郡美浜町日向地先すゞ礁に設置した標柱</p> <p>(7) 基点第135号から真方位41</p>
---	--	--	--

度1, 800メートルの点
 (イ) 基点第135号から真方位21度1, 650メートルの点
 (ウ) 基点第135号から真方位35度1, 400メートルの点
 (エ) 基点第135号から真方位273度150メートルの点
 (2) 地元地区
 三方郡美浜町日向
 公示番号 定第27号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 三方郡美浜町日向先
 ウ 漁場の区域
 次の基点第561号、(ア)、(イ)、および基点第561号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 基点第561号 三方郡美浜町日向地先子持岩に設置した標柱
 (ア) 基点第561号から真方位45度300メートルの点
 (イ) 基点第561号から真方位20度300メートルの点
 (2) 地元地区
 三方郡美浜町日向
 公示番号 定第28号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで

で
 イ 漁場の位置
 三方上中郡若狭町常神地先
 ウ 漁場の区域
 次の基点第141号、(ア)、(イ)、(ウ)、基点第141号および(キ)の各点を順次に結んだ線と御神島最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第141号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第141号の各点を順次に結ぶ線によって囲まれた区域。
 基点第140号 三方上中郡若狭町常神地先御神島須崎礁に設置した標柱
 基点第141号 三方上中郡若狭町常神地先御神島かごめどまりに設置した標柱
 基点第354号 三方上中郡若狭町常神地先トチ礁に設置した標柱
 (ア) 基点第140号から真方位22度280メートルの点
 (イ) 基点第140号から真方位210度640メートルの点
 (ウ) 基点第140号から真方位165度740メートルの点
 (エ) 基点第141号から真方位83度590メートルの点
 (オ) 基点第141号から真方位63度650メートルの点
 (カ) 基点第141号から真方位28度200メートルの点
 (キ) 基点第354号から真方位261度の線と御神島最大高潮時海岸線との交点(三方上中郡若狭町常神地先御神島南端)

(2) 制限または条件
 12月16日から翌年3月15日までの間は基点第141号、(ア)、(イ)および基点第141号の各点を順次に結ぶ線によって囲まれた区域に漁具を敷設してはならない。
 (3) 地元地区
 三方上中郡若狭町常神
 公示番号 定第30号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 三方上中郡若狭町神子地先
 ウ 漁場の区域
 次の基点第153号、(ア)、(イ)および基点第153号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 基点第153号 三方上中郡若狭町神子地先牛ヶ鼻に設置した標柱
 (ア) 基点第153号から真方位25度810メートルの点
 (イ) 基点第153号から真方位218度810メートルの点
 (ウ) 基点第153号から真方位133度100メートルの点
 (2) 地元地区
 三方上中郡若狭町神子
 公示番号 定第31号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで
 で
 イ 漁場の位置
 三方上中郡若狭町小川地先
 ウ 漁場の区域
 次の基点第413号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第413号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 基点第413号 三方上中郡若狭町小川地先山伏礁に設置した標柱
 (ア) 基点第413号から真方位25度605メートルの点
 (イ) 基点第413号から真方位213度620メートルの点
 (ウ) 基点第413号から真方位90度50メートルの点
 (2) 地元地区
 三方上中郡若狭町小川
 公示番号 定第32号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 定置漁業
 名称 ぶり定置漁業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 三方上中郡若狭町遊子地先
 ウ 漁場の区域
 次の基点第164号、(ア)、(イ)および基点第164号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 基点第164号 三方上中郡若狭町遊子地先ほうじ礁に設置した標柱
 (ア) 基点第164号から真方位204度420メートルの点

- (4) 基点第164号から真方位161度420メートルの点
- (2) 地元地区
 - 三方上中郡若狭町遊子
 - 公示番号 定第33号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 定置漁業
 - 名称 ぶり定置漁業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 小浜市田島地先
 - 漁場の区域
 - 次の基点第556号、(7)、(4)および基点第556号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - 基点第556号 小浜市田島地先獅子崎岩に設置した標柱
 - ウ 漁場の区域
 - (7) 基点第556号から真方位339度910メートルの点
 - (4) 基点第556号から真方位305度910メートルの点
 - (2) 地元地区
 - 三方上中郡若狭町世久見および小浜市田島
 - 公示番号 定第35号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 定置漁業
 - 名称 ぶり定置漁業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 小浜市西小川地先
 - 漁場の区域
 - 次の基点第601号、(7)、(4)および基点第601号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - 基点第601号 小浜市西小川地先たたみ礁に設置した標柱
 - ウ 漁場の区域
 - (7) 基点第601号から真方位50度600メートルの点
 - (4) 基点第601号から真方位5度600メートルの点
 - (2) 地元地区
 - 小浜市西小川
 - 公示番号 定第37号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 定置漁業
 - 名称 ぶり定置漁業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 小浜市宇久地先
 - 漁場の区域
 - 次の基点第563号、(7)、(4)および基点第563号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - 基点第563号 小浜市宇久地先七蛇の鼻北方に設置した標柱
 - ウ 漁場の区域
 - (7) 基点第563号から真方位70度520メートルの点
 - (4) 基点第563号から真方位0度600メートルの点
 - (2) 地元地区
 - 小浜市宇久
 - 公示番号 定第38号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 定置漁業
 - 名称 ぶり定置漁業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 小浜市泊地先
 - 漁場の区域
 - 次の基点第181号、(7)、(4)および基点第181号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - 基点第181号 小浜市泊地先猪熊に設置した標柱
 - ウ 漁場の区域
 - (7) 基点第181号から真方位341度975メートルの点
 - (4) 基点第181号から真方位305度975メートルの点
 - (7) 基点第181号から真方位183度175メートルの点
 - (2) 地元地区
 - 小浜市泊
 - 公示番号 定第50号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 定置漁業
 - 名称 ぶり定置漁業
 - 時期 1月1日から12月31日まで
 - イ 漁場の位置
 - 大飯郡おおい町大島地先
 - 漁場の区域
 - 次の基点第241号、(7)、(4)、(7)および基点第241号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - 基点第241号 大飯郡おおい町大島地先水尻に設置した標柱
 - ウ 漁場の区域
 - (7) 基点第241号から真方位0度400メートルの点
 - (4) 基点第241号から真方位340度1、680メートルの点
 - (7) 基点第241号から真方位322度1、670メートルの点
 - (2) 地元地区
 - 大飯郡おおい町大島
 - 公示番号 定第51号
- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類、名称および時期
 - 種類 定置漁業
 - 名称 ぶり定置漁業
 - 時期 1月1日から12月31日まで

ウ 漁場の区域

イ 漁場の位置

小浜市西小川地先

ウ 漁場の区域

(2) 地元地区

小浜市西小川

公示番号 定第37号

標柱

(7) 基点第562号から真方位191度100メートルの点

(4) 基点第562号から真方位75度450メートルの点

(7) 基点第562号から真方位11度500メートルの点

(2) 地元地区

小浜市西小川

公示番号 定第36号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

ウ 漁場の区域

次の基点第601号、(7)、(4)および

基点第601号の各点を順次に結んだ

線によって囲まれた区域。

基点第601号 小浜市西小川地先

たたみ礁に設置した

標柱

(7) 基点第601号から真方位50

度600メートルの点

(4) 基点第601号から真方位5度

600メートルの点

(2) 地元地区

小浜市西小川

公示番号 定第37号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

ウ 漁場の区域

次の基点第563号、(7)、(4)および

基点第563号の各点を順次に結んだ

線によって囲まれた区域。

基点第563号 小浜市宇久地先七

蛇の鼻北方に設置し

た標柱

(7) 基点第563号から真方位70

度520メートルの点

(4) 基点第563号から真方位0度

600メートルの点

(2) 地元地区

小浜市宇久

公示番号 定第38号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

ウ 漁場の区域

次の基点第181号、(7)、(4)および

基点第181号の各点を順次に結

んだ線によって囲まれた区域。

基点第181号 小浜市泊地先猪熊

に設置した標柱

(7) 基点第181号から真方位34

1度975メートルの点

(4) 基点第181号から真方位305

度975メートルの点

(7) 基点第181号から真方位183

度175メートルの点

(2) 地元地区

小浜市泊

公示番号 定第50号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

(2) 地元地区

大飯郡おおい町大島

公示番号 定第51号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 定置漁業

名称 ぶり定置漁業

時期 1月1日から12月31日まで

<p>で</p> <p>イ 漁場の位置 大飯郡おおい町大島地先</p> <p>ウ 漁場の区域 次の基点第430号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第430号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第430号 大飯郡おおい町大島地先添の浜の西詰りに設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第430号から真方位33度1、950メートルの点</p> <p>(イ) 基点第430号から真方位32度1、950メートルの点</p> <p>(ウ) 基点第430号から真方位31度600メートルの点</p> <p>(2) 地元地区 大飯郡おおい町大島 公示番号 定第52号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 定置漁業 名称 ぶり定置漁業 時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>で</p> <p>イ 漁場の位置 大飯郡高浜町和田地先</p> <p>ウ 漁場の区域 次の基点第245号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第245号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第245号 大飯郡高浜町和田地先たて礁に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第245号から真方位49度100メートルの点</p> <p>(イ) 基点第245号から真方位32</p>	<p>8度1、780メートルの点</p> <p>(ウ) 基点第245号から真方位31度1、760メートルの点</p> <p>(2) 地元地区 大飯郡高浜町和田 公示番号 定第53号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 定置漁業 名称 ぶり定置漁業 時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>で</p> <p>イ 漁場の位置 大飯郡高浜町和田地先</p> <p>ウ 漁場の区域 次の基点第328号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第328号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第246号 大飯郡高浜町和田地先うのくそ礁に設置した標柱</p> <p>基点第328号 大飯郡高浜町和田地先三ツ礁に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第328号から真方位34度2、255メートルの点</p> <p>(イ) 基点第328号から真方位33度2、380メートルの点</p> <p>(ウ) 基点第328号から基点第246号を見通す線上330メートルの点</p> <p>(2) 地元地区 大飯郡高浜町和田 公示番号 定第55号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 定置漁業</p>	<p>名称 いわし定置漁業 時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>で</p> <p>イ 漁場の位置 大飯郡高浜町音海地先</p> <p>ウ 漁場の区域 次の基点第261号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第261号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第260号 大飯郡高浜町音海地先風島南端に設置した標柱</p> <p>基点第261号 大飯郡高浜町音海地先沖まぐりに設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第260号から真方位11度250メートルの点</p> <p>(イ) 基点第260号から真方位91度1、000メートルの点</p> <p>(ウ) 基点第260号から真方位55度950メートルの点</p> <p>(エ) 基点第260号から真方位51度30分845メートルの点</p> <p>(オ) 基点第260号から真方位91度150メートルの点</p> <p>(2) 地元地区 大飯郡高浜町事代、塩土および音海 公示番号 定第56号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 定置漁業 名称 ぶり定置漁業 時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>で</p> <p>イ 漁場の位置 大飯郡高浜町音海地先</p>	<p>ウ 漁場の区域 次の基点第262号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第262号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第262号 大飯郡高浜町音海地先小礁に設置した標柱</p> <p>(ア) 基点第262号から真方位86度700メートルの点</p> <p>(イ) 基点第262号から真方位81度1、300メートルの点</p> <p>(ウ) 基点第262号から真方位43度1、300メートルの点</p> <p>(エ) 基点第262号から真方位38度700メートルの点</p> <p>(2) 地元地区 大飯郡高浜町事代、塩土および音海 公示番号 定第57号</p> <p>(1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業の種類、名称および時期 種類 定置漁業 名称 ぶり定置漁業 時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>で</p> <p>イ 漁場の位置 大飯郡高浜町上瀬地先</p> <p>ウ 漁場の区域 次の基点第285号、(ア)、(イ)および基点第286号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第285号 大飯郡高浜町上瀬地先眼浦に設置した標柱</p> <p>基点第286号 大飯郡高浜町上瀬地先甲ヶ崎に設置した標柱</p>
---	---	--	---

- (7) 基点第285号から真方位10
3度390メートルの点
- (4) 基点第286号から真方位80
度390メートルの点
- (2) 地元地区
大飯郡高浜町上瀬

平成二十五年五月十四日印
平成二十五年五月十四日発

刷行

発行人
印刷人

千九一〇一八五八〇
千九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一号
福井県福井市西開発三丁目七一五

福井県
白崎印刷(株)

☎ 六三〇〇